

終甲第四二号

起

昭和五年六月三日

決定昭和五年六月三日  
上奏昭和五年六月三日  
法律昭和五年六月三日

六月三日施行昭和五年六月三日  
六月三日公布昭和五年六月三日

内閣総理大臣 西

内閣官房長官 西

内閣参事官

法制局長官

近衛首相大臣

松田首相大臣

齋藤首相大臣

赤城首相大臣

井野首相大臣

渡辺首相大臣

植竹首相大臣

石原首相大臣

藤山首相大臣

福田首相大臣

松野首相大臣

菅野首相大臣

佐藤首相大臣

池田首相大臣

村上周首相大臣

中曾首相大臣

別紙参議院議長奏上

自治庁設置法の一部を改正する法律を公布す

内閣

ることについて

右閣議に供する。





別紙自治庁設置法の一部を改正する法律

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

昭和三十五年六月二十二日

法制局長官

法制局

法制局 第四一 号  
昭和三十五年六月二十二日

国会は自治庁設置法の一部を  
改正する法律の公布を奏上い  
たします。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野鶴平



総甲四二

参議院

参議院事務総長 河野義克



自治庁設置法の一部を改正する法律

自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

自治省設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。

二  
第三条中「資すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資すること」を加える。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四条第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示するとともに、関係行政機関に通知すること。

十四の三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の施行に関する事務を行なうこと。

第四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること」に改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

四

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(第二百六十一条を除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすること

ができる。

第五条及び第六条中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法(第二百六十一条を除く。)」の規定に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

五

第十一条に次の一号を加える。

十一 選挙制度調査会の庶務に関すること。

第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 固定資産評価制度調査会の庶務に関すること。

第十七条第七号の二を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(奄美群島復興審議会)

第二十三条の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(外局)

第二十四条の三 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に



附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるものの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自

治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

本則(第百四十六条第八項及び第九項、第百四十六条の二、第百四十六条の三並びに第百六十一条を除く。)中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第百四十六条の三中「内閣総理大臣は、第百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第百四十五条の三第一項及び第百四十六条の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。



第二百六十一条第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項及び第四十条中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四条第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第七条 消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「総理府令」を

「自治省令」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第一百七号)の施行に関する事項

第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	消防庁
-----	-----

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する

法律(昭和二十四年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治省図書館	自治省
-----------------	-----

(行政機関職員定員法の一部改正)

第十一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部 二八人」及び「自治庁 二七〇人」を削り、

「計 一三、五七九人」を「計 一三、一九一人」に改め、同表中建設省の項の次に次のように加

える。

自治省	本 防 省	二七〇人
計	庁	一一八人
		三八八人

(総理府設置法の一部改正)

第十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第百八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名を」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。

第百十一条第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(町村職員恩給組合法の一部改正)

第十四条 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第十五条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自治大臣

(自治大学設置法の一部改正)

第十六条 自治大学設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

第十八条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行(第五条第三項(同条第

四項において準用する場合を含む。の規定による工事に係る予算の執行を除く。）に関する国の事務は、自治省において掌理する。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第十九条 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二十一条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十条中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二条第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。



(新市町村建設促進法の一部改正)

第二十三条 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七条第十三項、第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項を除く。)中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正)

第二十四条 国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自治大臣

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府(内閣を含む。)、各省」を「総理府(内閣及び自治省を含む。)、各省(自治省を除く。)」に改める。

第三条第二項第一号イ中「、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣(自治大臣を除く。)」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百二条第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長(自治大臣を含む。)」に改める。

第二十六条 総理府(内閣及び自治省を含む。)に所属する職員(この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。)をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号イに掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

(港湾法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)
- 三 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)  
(当せん金附証票法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

- 一 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)
- 二 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)
- 三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
- 四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
- 五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)
- 六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
- 七 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
- 八 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百十一号)
- 九 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)
- 十 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)



- 十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第四百号)
- 十二 東北開発促進法(昭和三十一年法律第十号)
- 十三 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百二十六号)
- 十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)
- 十五 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)
- 十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百十六号)
- 十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)
- 十八 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)
- 十九 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体

の起債の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第七十五号)  
 二十 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)  
 (水防法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。

- 一 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)
  - 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)
  - 三 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)
- (地方公務員法等の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
  - 二 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
- (国家公務員法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

- 一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)
  - 二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
  - 三 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)
  - 四 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)
- (行政書士法等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百十九号)

三 入場譲与税法(昭和二十九年法律第二百二号)

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)

第三十三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されなるときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。

(地方公営企業法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」

に改める。

- 一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)
- 二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)

(政治資金規正法等の一部改正)

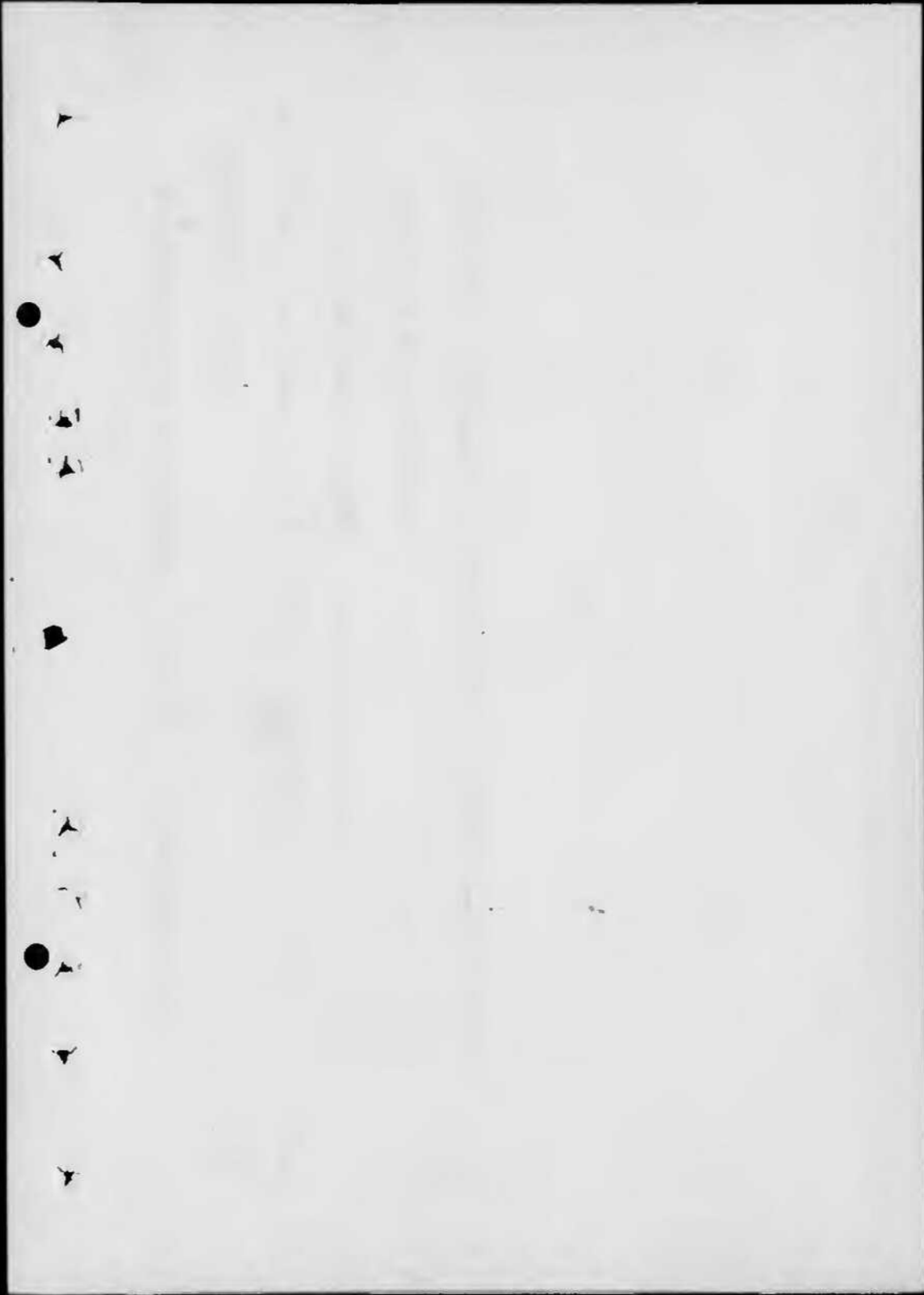
第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)
- 二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
- 三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四百十二号)
- 四 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第一百三十三号)
- 五 特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)

- 六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第三百三十八号)
  - 七 行政書士法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第八十六号)
- (地方税法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)



昭和三十年三月 日

内閣官房長官  
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣 **五**

法制局長官

益谷 國務大臣

**五**

松田 國務大臣

**五**

檜橋 國務大臣

**五**

赤城 國務大臣

**五**

井野 國務大臣

**五**

渡辺 國務大臣

**五**

植竹 國務大臣

**五**

石原 國務大臣

**五**

藤山 國務大臣

**五**

福田 國務大臣

**五**

松野 國務大臣

**五**

菅野 國務大臣

**五**

佐藤 國務大臣

**五**

池田 國務大臣

**五**

村上 國務大臣

**五**

中曾根 國務大臣

**五**

別紙内閣総理大臣請議自治庁設置

法の一部を改正する法律案

法制局

を審査したが、右は請議のように入閣議決定の上、  
国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおり

自治庁設置法の一部を改正する法律  
案

右

国会に提出する。

昭和三十一年三月十二日衆

内閣総理大臣

法  
制  
局



この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣総理大臣

法務大臣

大蔵大臣

文部大臣

農林大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

法制局

建設大臣



総  
甲  
四  
二

昭和35年3月10日

( 藤田 義典 )

内閣総理大臣 岸 信介 殿

内閣総理大臣 岸 信介



自治庁設置法の一部を改正する法律  
案について

標記法律案を第34回国会に提出する必要が  
ありますので、別紙法律案及び理由を添えて閣  
議を求めます。

自治庁

裏  
面  
白  
紙

25

自治庁設置法の一部を改正する法律  
自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次の  
ように改正する。

自治庁設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」  
に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第  
二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。

第三条中「受すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理  
し、もつて、水火災等による災害の防止に資すること」を加える。

自治庁

第四十条の次に次の一号を加える。

十の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定  
に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四十条第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこ  
れに関する都道府県知事の処分の届出を受領し、及びこれらの  
場合において、その旨を告示するとともに、関係行政機関に通  
知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に  
基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴訟を裁決し、  
及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の  
設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許  
可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を

自治庁設置法の一部を改正する法  
自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次の  
ように改正する。

題名を次のように改める。

自治省設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」  
に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第  
二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。

第三條中「資すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理  
し、もつて、水火災等による災害の防除に資すること」を加える。

自治庁

第四條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定  
に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四條第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこ  
れに関する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの  
場合において、その旨を告示するとともに、關係行政機関に通  
知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に  
基づき、都道府県の機関が行なり処分に關する訴訟を裁決し、  
及び都道府県知事の請求に係る審査の決定を行なりこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の  
設立及び都道府県が行なり機関の共同設置又は事務の委託を許  
可し、並びにこれらに關する規約の変更を許可し、及び届出を

受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること」に改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第十四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

第十四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他の消防の運営に関し指導すること。

第十四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすることができらる。

第五条及び第六条中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣

総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十條第一号中「補佐すること」を「助官その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十一條を除く。）の規定」に、「補佐すること」を「助官その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。  
五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び復興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

第十一條に次の一号を初める。

五号までを一号ずつ繰り上げ同條に次の一号を初める。  
十五 固定資産課税制渡海産物の底務に関すること。

自治庁

第十七條第七号の二を削る。

第二十三條の三の次に次の一條を加える。

（奄美群島復興審議会）

第二十三條の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。  
第二十四條の二の次に次の一條を加える。

（外局）

第二十四條の三 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）



めくられず

総務大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十條第一号中「補佐すること」を「助官その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十一條を除く。）の規定」に、「補佐すること」を「助官その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。  
五の二 合併市町村の建設に関する附則の指導その他の市町村の育成及び振興に關すること。

十一 選挙制度調査会の職務に關すること。  
第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。  
十五 国定資産評価制度調査会の職務に關すること。

第十七條第七号の二を削る。  
第二十三條の三の次に次の一条を加える。

（奄美群島復興審議会）

第二十三條の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。  
2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。  
第二十四條の二の次に次の一条を加える。

（外局）

第二十四條の三 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。  
2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に總理府及び自治庁の附屬機関である機関並びに國家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相當の附屬機関となるものの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相當の附屬機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び國家消防本部の職員である者は、別に命令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれ法律の規定により内閣總理大臣若しくは自治庁長官がし、又は國家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相當規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣總理大臣若しくは自治庁長官又は國家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相當規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

本則(第百四十六條第八項及び第九項、第百四十六條の二、第百四十六條の三並びに第百六十一條を除く。)中「内閣總



閣大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百四十六條の三中「内閣總理大臣は、第二百四十五條の三第一項及び前條第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣總理大臣にあつては前條第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第二百四十五條の三第一項及び第二百四十六條の規定による権限の行使のため」に改め、同條後段を削る。

第二百六十一條第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受け九日から」に改め、同條第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六條 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項及び第四十條中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十條第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第七條 消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「總理府令」を「自治省令」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條

第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三條 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四條第十六号を次のように改める。

十六、消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年

法律第百七号)の施行に關する事項

第四條の二第一項、第四條の三第一項及び第四條の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(地方財政法の一部改正)

第八條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一條及び第二十二條中「内閣総理大臣を連じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(國家行政組織法の一部改正)

第九條 國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の

次に次のように加える。

自治省	
	消防庁

(國立國會圖書館法の規定により行政各部門に置かれる支那圖書館及びその職員に關する法律の一部改正)

第十條 國立國會圖書館法の規定により行政各部門に置かれる支那圖書館及びその職員に關する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一條の表中國立國會圖書館支那自治庁圖書館の項を削り、國立國會圖書館支那建設省圖書館の項の次に次のように加える。

國立國會圖書館支那自治省圖書館	自治省
-----------------	-----

(行政機關職員定員法の一部改正)

第十一條 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表總道府の項中「一 國家消防本部 一一八人」及び「一 自治庁 二七〇人」を削り、「計 二三、五七九人」を「計 二三、一九一人」に改め、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	本省	二七〇人
	消防庁	一一八人
計		三八八人

(總道府設置法の一部改正)  
 第十二條 總道府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十五條第一項の表中在興群島復興會議会の項を削る。  
 第十七條中「自治庁」を削る。

第十八條の表中自治庁の項を削る。  
 (公職選挙法の一部改正)

第十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
 「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。  
 第五條の第二十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。  
 第八條第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同條第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名を」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。  
 第十一條第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治

大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「總理府令」を「自治省令」に改める。

(町村職員恩給組合法の一部改正)

第十四条 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)の  
一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣總理大臣」を「自治大臣」に  
改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第十五条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第百八十三号)の  
一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の  
次に次の一号を加える。

## 五 自治大臣

(自治大学校設置法の一部改正)

第十六条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一  
部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第  
三項中「總理府令」を「自治省令」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律  
第百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣總理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及  
び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

第十八条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九



号)の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「議理府」を「自治省」に改める。

第十一條を次のように改める。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第十一條 復興計画に基づく事業の予算に關する見積り及び予算の執行(第五條第三項(同條第四項において準用する場合を含む。))の規定による工事に係る予算の執行を除く。)に關する國の事務は、自治省において掌理する。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第十九條 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「總理府令」を「自

治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二條第一項、第三條第一項及び第三項並びに第五條を除く。)中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九條第二項中「總理府令」を「自治省令」に改める。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二十一條 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「總理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十條中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「國家消防



本條」を「消防庁」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十二條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二條第四項中「内閣總理大臣」を「自治大臣」に改める。

(新市町村建設促進法の一部改正)

第二十三條 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條第十三項、第二十八條第一項及び第二十九條の二第一項を除く。)中「内閣總理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三條第一項中「總理府令」を「自治省令」に改める。

(国土開発投資自動車道建設法の一部改正)

第二十四條 国土開発投資自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 自治大臣

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「總理府(内閣を含む。)、各省」を「總理府(内閣及び自治省を含む。)、各省(自治省を除く。)」に改める。

第三條第二項第一号イ中「、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣（自治大臣を除く。）」に改める。  
 「自治大臣」を「自治大臣」に改める。  
 第二百六条 内閣府（内閣及び自治省を含む。）に所属する職員（この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。）をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号イに掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

（港海法等の一部改正）  
 第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣總理大臣」を「自治大臣」に改める。

- 一 港海法（昭和二十五年法律第二百十八号）
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

三 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）  
 （当せん金附託票法等の一部改正）

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

- 一 当せん金附託票法（昭和二十三年法律第四百十四号）
- 二 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）
- 三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
- 四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
- 五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）
- 六 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
- 七 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
- 八 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百一十一号）
- 九 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）

第八条中「各省大臣」を「自治大臣を除く。」に  
 、「自治大臣」を「自治大臣」に改める。  
 第二十六条 總理府（内閣及び自治省を含む。）に所属する職員（  
 この法律による改正後の國家公務員共済組合法第三條第二項第一  
 号に掲げる職員を除く。）をもつて組織される組合は、政令で定  
 めるところにより、國家消防本部に属していた職員に係る権利義  
 務をこの法律による改正前の國家公務員共済組合法第三條第二項  
 第一号イに掲げる職員をもつて組織する組合から承認するものと  
 する。

（港海法等の一部改正）

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣總理大臣」を「自治大  
 臣」に改める。

- 一 港海法（昭和二十五年法律第二百十八号）
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

三 公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）  
 （当せん金附託票法等の一部改正）

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣  
 」に改める。

- 一 当せん金附託票法（昭和二十三年法律第四百十四号）
- 二 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）
- 三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
- 四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
- 五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十  
 五年法律第七十九号）
- 六 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
- 七 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
- 八 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百一十一号）
- 九 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）

- 十 森林開闢公園法（昭和三十一年法律第八十五号）
- 十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十三年法律第百四号）
- 十二 東北開発促進法（昭和三十三年法律第百十号）
- 十三 労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第百二十六号）
- 十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）
- 十五 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）
- 十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）
- 十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号）

自治庁

- 十八 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
- 十九 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の賠償の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百七十五号）
- （水防法等の一部改正）
- 第二十九条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。
- 一 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- 三 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）
- （地方公務員法等の一部改正）
- 第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。
- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）



二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（国家公務員法等の一部改正）

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）

三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）

四 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）

（行政書士法等の一部改正）

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「總務府令」を「自治省令」に改める。

一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十九号）

三 入籍法（昭和二十九年法律第二百二号）

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第八十八号）

第三十三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないとときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して



同条の規定を適用する。

(地方公営企業法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)
- 二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)

(政治資金規正法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)
- 二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
- 三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四百十二号)
- 四 地方道路法(昭和三十年法律第一百三十三号)

五 特別とん積与税法(昭和三十三年法律第七十七号)

六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十三年法律第四百三十八号)

(地方税法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)

理由

地方自治及び公職選挙等並びに消防に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う機構を確立するため、自治庁及び国家消防本部を統合して自治省を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自治庁設置法の二部を改正する法律案新旧対照

自治庁設置法の一部を改正する法律案新旧対照

(一線部分は改正を示す)

自治省設置法

自治庁設置法 (昭和二十七年法律オ二百六十一号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自治省自治省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項の規定に基づいて、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項の規定に基いて、

自治省を設置する。  
総理府の外局として自治庁を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。

自治庁の長は、自治庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

自治省  
(自治庁の任務)

自治省

第三系 自治庁は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公取送挙等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当たるとともに、国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り、もつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする。こと並びに消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資することを任務とする。

(2)

自治省  
(自治庁の権限)

自治省

第四系 自治庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならぬ。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、及び所掌事務の遂行に必要な支払をすること。  
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。  
四 所掌事務に遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保管のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、領布し、又は刊行すること。

十 自治省  
自治庁の公印を制定すること。

十の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

十一 地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣伝を行うこと。

(3)



十二 地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を徴収し、調査し、及び助言すること。

十三 内閣が国会に対して行う地方財政の状況に關する報告に原案を作成すること。

十三の二 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政の運営を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

十四 都道府県に關する直接請求の結果、都道府県の議会の会議の結果、都道府県の予算及び決算並びに系列の制定又は改廃に關する報告を受理すること。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に關する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示するとともに、關係行政機關に通知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、都道府県の機關が行う処分に關する許願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定

を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機關の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに關する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に關する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の施行に關する事務を行なうこと。

十五 地方公共団体の人事行政が地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすること。

十五の二 地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行なうこと。

十六 町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すこと  
職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること。

十六の二 市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会を監督し、市町村職員共済組合の規約及び市町村職員共済組合連合会の定款の変更を認可し、並びに市町村職員共済組合審査会の委員を委嘱すること。

十七 公職の候補者が選挙に關してする政見放送に關し、その回数、日時等放送に必要事項を定めること。

十八 選挙関係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書原本の送付を受けること。

十九 政党、協会その他の団体がその代表者又は主幹者及び会計責任者を選出した場合において、その届出を受理すること。

二十 選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝をすること。

二十一 地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、内閣総理大臣

を通じて関係各大臣に対して意見を申し出ること。

二十二 地方交付税の総額を見積ること。

二十三 地方公共団体に交付すべき地方交付税の配分額を決定し、及びこれを交付すること。

二十四 地方交付税の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

二十五 内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原因を作成すること。

二十六 地方債の発行を許可すること。

二十七 当せん金附証券を発売することができる市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売を許可すること。

二十八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競争を行うことのできる市町村を指定すること。

二十九 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号)の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において  
決定し、又は裁決すること。

三十 市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更について  
許可すること。

三十一 削除

三十一 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の  
税率について制限することを指示すること。

三十二 固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価について技術的援助及び助言  
を与えること。

三十三 地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。

三十三の二 入場譲与税の収入額を見積ること。

三十三の三 都道府県に譲与すべき入場譲与税を譲与額を決定し、及びこれを譲与す  
ること。

三十三の四 地方道路譲与税の収入額を見積ること。

三十三の五 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第三項の規  
定する指定市(以下「指定市」という。)に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額を  
決定し、及びこれを譲与すること。

三十三の六 特別とん譲与税の収入額を見積ること。

三十三の七 都及び市町村に譲与すべき特別とん譲与税の譲与額を決定し、及びこれ  
を譲与すること。

三十三の八 都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在市町村助成交付金の額を  
決定し、及びこれを交付すること。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、  
内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項について内閣総理大臣を補佐す  
及び事業計画書等を承認すること。  
ること。

イ 国家行政組織法第十六条第一項の規定による地方公共団体の長の申出を受理し

これに関する調査を行い、関係各大臣に対して必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。

ロ 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府県知事の処分の出発を受理すること。

ハ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四百四十六條の規定による手続を採ること。

ニ 地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

ホ 地方公共団体に関する訴訟の裁決を行うこと。

ヘ 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

ト 都道府県の加入する地方公共団体の組合の設立、加入団体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

チ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により法人の設立を許

可すること。

リ イからチまでに掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、内閣総理大臣の権限に属する公職選挙並びに地方公共団体の行政及び財政に関する事項

三十四の二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基き、

市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、

及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並

びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

自治省

三十五 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、自治庁に属せしめられた権限

二 自治大臣は、国家行政組織法第十六條第一項及び地方自治法（第二百六十一條を

除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすることができ。

(内部部局)

自治省 大臣官房

第五条 自治方に、長官官房及び左の四局を置く。

行政局

選挙局

財政局

税務局

(特別な職)

第六条 大臣官房 長官官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

三外

第七条 削除

第八条 自治省 自治方に、自治大臣 参与十人以上以内を置く。

2 参与は、重要な事務に関して、自治行長官に対し意見を申し述べ

3. 参与は、地方公共団体の長及び議会の議長の全面的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 学識経験者のうちから任命される参与の任期は、二年とする。但し、再任されること

5 参与は、非常勤とする。

大臣官房 (長官官房の所掌事務)

第九条 大臣官房 長官官房においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

一 大臣 長官の官印及び行印を管掌すること。



三 職員の種類、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

と。

四 自治省  
自治庁の機構、定員及び運営に關して調査し、企画し、及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 所管行政の総合調整を行うこと。

七 法令案その他の文書類の審査を行うこと。

八 公文書類を接受し、発送し編集し、及び保存すること。

九 国と地方公共団体との一般的連絡に關すること。

十 公報に關すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算を作成し、會計事務を行い、並びに會計を監査すること。

十二 交付税及び歳予配付金特別會計の經理を行うこと。

十三 国有財産及び物品を管理すること。

十四 職員の厚生、医療その他の福利厚生に關すること。

十五 所管行政に關する調査統計の作成及び資料の収集について部内の調整を図ること。

十六 地方公共団体の求めに應じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な

調査を行うこと。

十七 前各号に掲げるものの外、自治庁の所掌事務のうち他局の所掌に属しないものに

關すること。

他局及び他の機關

(行政局の所掌事務)

第十條 行政局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(15)

一 国家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣総理大臣の権限の行使について補

助その他の援助をすること。

と。

二 地方自治法に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に關し、必要な意見を關係行政機關に申し出ること。

(14)

- 地方自治法（第二百六十一条を除く。）の規定  
 助言その他の援助をすること。
- 三 地方自治法に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。
- 四 地方公共団体の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関すること。
- 五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。
- 五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。
- 六 地方公務員に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 七 地方公共団体の人事行政に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。
- 八 町村職員恩給組合及び町村職員恩給組合連合会に関する事務を処理すること。
- 九 地方職員共済組合に関する事務を処理すること。
- 九の二 市町村職員共済組合、市町村職員共済組合連合会及び市町村職員共済組合審査会に関する事務を処理すること。

(16)

十 前各号に掲げるものの外、地方自治法及びその他の法律に基く自治庁長官の地方行政に関する権限の行使に関すること。

50

（選挙局の所掌事務）

第十一条 選挙局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基く選挙に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。
- 二 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。
- 三 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。
- 四 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

(17)

- 五 前各号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に關すること。
- 六 第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及  
宣伝に關すること。
- 七 政党その他政治団体に關すること。
- 八 国会議員の選挙等の執行經費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第百七十九）  
号の施行に關すること。
- 九 第五号に定めるものを除く外、中央選挙管理会に關する予算の要求及び配付に關す  
ること。
- 十 前各号に掲げるものの外、公職選挙法及びその他の法律に基く自治庁長官の選挙等  
に關する権限の行使に關すること。

(18)

（財政局の所掌事務）

第十二条 財政局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公共団体の財政に關する制度を企画し、及び立案すること。（税務局の所掌に

属するものを除く。）

- 二 地方交付税の総額の見積に關すること。
- 三 地方交付税の交付に關すること。
- 四 地方交付税の減額又は返還に關すること。
- 五 地方債の発行を許可すること。
- 六 地方公共団体の財政資金の調達に關してあつた旋すること。
- 七 公営企業金融公庫を監督すること。
- 八 当せん金附証券を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金  
証券の発売許可に關すること。
- 九 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に  
關すること。

(19)

- 十 地方公営企業法（昭和二十九年法律第百九十二号）の施行に關すること。
- 十一 地方公共団体の財務に關係ある事務について報告を徴取し調査し及び助言するこ  
と。

十二 地方財政再建促進特別措置法の規定により、地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監督し、及び財政運営の改善のための措置等を行うこと。

十三 前各号に掲げるものの外、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）及び地方自治法並びにその他の法律に基く自治大臣自治大臣の地方財政に関する権限の行使に関すること。

（税務局の所掌事務）

第十三条 税務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税、入場譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度を企画し、及び立案すること。

二 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決し、及び市町村民税のうち

法人税割の分割に關して裁定し、又は裁決すること。

三 地方税法第三百五十二条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率に  
ついて制限することを指示すること。

四 固定資産の評価について、技術的援助及び助言を与えること。

五 国又は都道府県知事が評価する固定資産の指定その他の事務に関すること。

六 法定外普通税の新設又は変更の許可に関すること。

七 入場譲与税の収入額の見積に関すること。

八 入場譲与税の譲与に関すること。

九 地方道路譲与税の収入額の見積に関すること。

十 地方道路譲与税の譲与に関すること。

十一 特別とん譲与税の収入額の見積に関すること。

十二 特別とん譲与税の譲与に関すること。

十三 特別とん譲与税を譲与すべき開港所在市町村（特別とん譲与税法第一条第一項に規定する開港所在市町村をいう）の指定に関すること。



十三 国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付に関する事

十四 前各号に掲げるものの外、地方税法（昭和二十九年法律第百二号）

地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）特別とん譲与税法（昭和三十一年法律第七十七号）国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年

法律第八十二号）その他の法律に基く自治<sup>自治大臣</sup>地方長官の地方税、入場譲与税、地方道路譲

与税、特別とん譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県

交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供

施設等所在市町村助成交付金に関する権限の行使に関する事

（地方財政審議会）

第十四条 自治<sup>自治省</sup>方に、地方財政審議会を置く。

（地方財政審議会の組織）

第十五条 地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

委員は、地方自治に關して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

二 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

三 全国の市町村長が町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするこ

と。

5 委員は、再任されることのできる。

6 委員の任期が満了し、又は委員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散

のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にか

かわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、

任命後最初に招集される国会において、両議院の同意を求めなければならない。

7 前項の場合において、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、

第十六条の規定にかかわらず、その委員を罷免しなければならない。

8 委員の給与は、別に法律で定める。



(地方財政審議会の委員の罷免)

第十六条 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることのない。

一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。

三 委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、内閣総理大臣は、当該委員を罷免することができる。但し、前条第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び該会の議長の各連合組織の意見を聞かなければならない。

(地方財政審議会の委員の兼取等の制限)

第十六条之二 地方財政審議会の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(地方財政審議会の付議事項)

第十七条

自治大臣 自治省  
自治庁長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については地方財政

審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない。

一 地方交付税の交付に関する命令の立案に関すること。

二 各地方公共団体に交付すべき地方交付税の交付額の決定又は変更に関すること。

三 地方交付税の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立についての決定に

関すること。

四 地方交付税の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査並びに交

付金の額の減額等の聴取に基く処分に関すること。

四之二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に関すること。

四之三 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関すること。

四之四 都及び市町村に譲与すべき特別とん譲与税の譲与額の決定に関すること。

四之五 都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在市町村助成交付金の額の決定に

関すること。

五 地方財政の状況報告案及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に関する事。

六 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に関する事。

七 市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に関する事。

七の二 地方税法第百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率の制限の指示に関する事。

八 固定資産の評価基準並びに国が評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に関する事。

九 固定資産の価格の配分の調整又は固定資産の価格の決定若しくは配分に関する異議の申立の決定に関する事。

十 法定外並通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関する事。

十一 都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に関する事。

十二 地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書のうち重要なものについての

意見に関する事。

十三 当せん金附証券を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売の許可に関する事。

十四 地方競馬、自動車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村の指定

十五 地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認並びに同法第二十一条の規定による財政再建団体に対する措置等に関する事。

十六 前各号に掲げるものの外、自治大臣が地方財政審議会の議に付することを適当と認めたる事。

(勅告)

第十八条 地方財政審議会は、前条に掲げる事項に関し、自治大臣に対し、必要な勅告をすることができる。

自治大臣は、前項の勅告を受けたときは、これを尊重して必要な措置をとらなければ

ばならない。

(意見の申出)

第十九条 地方財政審議会は、地方交付税法第六条の三第二項の規定に適用して

自治大臣 自治庁長官に意見を申し出ることができる。

2 地方財政審議会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政並びにこれに影響を及ぼす諸関係の調整について、自治大臣 自治庁長官及び関係機関に対して意見を申し出ることができる。

(公表)

自治大臣

第二十條 自治大臣 自治庁長官は、前二条の規定による地方財政審議会の勧告及び意見の内容を公表しなればならない。

(地方財政審議会の会長)

第二十一条 地方財政審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を掌理する。

3 地方財政審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の取

務を代行する者を定めておかなければならない。

(地方財政審議会の議事録)

第二十二条 地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。

2 前項に定めるものの外、地方財政審議会の議事に關して必要な事項は、地方財政審議  
会が定める。

3 地方財政審議会の運営に關する事務は、自治大臣 自治庁長官の定めるところにより、自治省 自治庁の

取員をして行わせることができる。

(中央送挙管理会)

第二十三条 自治省 自治庁に、中央送挙管理会を置く。

2 中央送挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公取送挙法第五  
条の二の定めるところによる。

(新市町村建設促進中央審議会)

第二十三条の二 自治省 自治庁に、新市町村建設促進中央審議会を置く。

2 新市町村建設促進中央審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の定めるところによる。

（地方財務会計制度調査会）

第二十三条の三

自治省  
自治大臣

自治庁に、自治庁長官の諮問に依り、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、地方財務会計制度調査会を置く。

2 地方財務会計制度調査会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

（奄美群島復興審議会）

第二十三条の四

自治省 奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

（自治紛争調停委員）

第二十四条

自治省

自治庁に、自治紛争調停委員を置く。

2 自治紛争調停委員の権限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第百五

十一條の定めるところによる。

（自治大学校）

第二十四条の二

自治省

自治庁に、自治大学校を置く。

2 自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）の定めるところによる。

（外局）

第二十四条の三

国政行政組織法第三條第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防

庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法（昭和二十二年法律第百二十六号）

の定めるところによる。

（取員）

第二十五条

自治省

自治庁に置かれる取員の任免、昇給、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。



(定員)

第二十六條、自治法に置かれる取置の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第二十四條の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百六号）施行の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第五百四号）

地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第三百一十一号）

地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）

3 第十五条第二項の規定による地方財政審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

4 この法律施行の際国会が所会中である場合においては、内閣総理大臣は、第十五條の規定にかかわらず、内閣院の同意を得ないで、地方財政審議会の最初の委員を任命することができる。

(32)

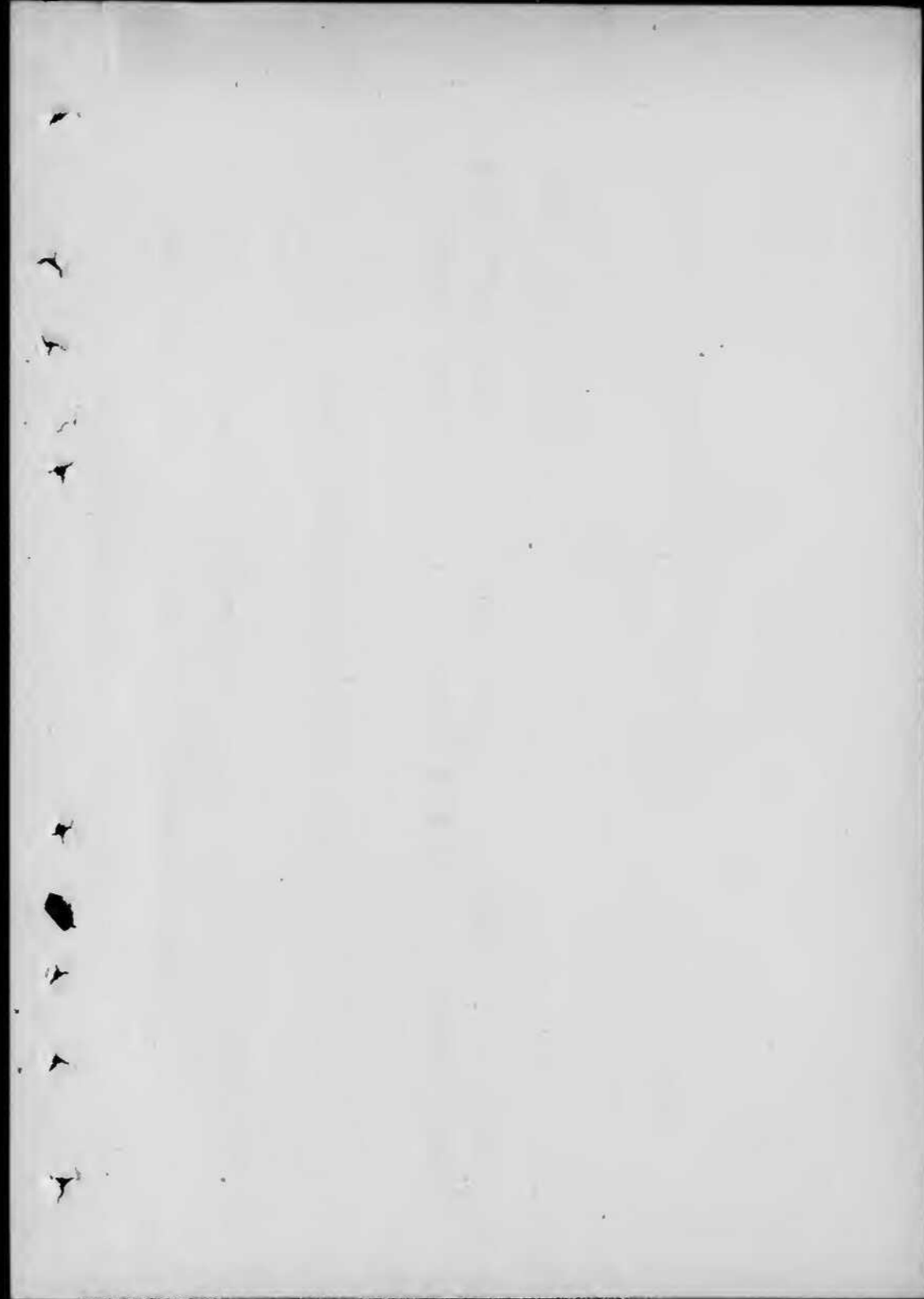
5 前項の場合においては、任命後最初に招集される国会において、その委員の任命について内閣院の事後の同意を求めなければならない。内閣院の事後の同意を得ることができなるときは、内閣総理大臣は、第十六條の規定にかかわらず、その委員を罷免しななければならない。

6 第二十三條の三の規定する地方財政会計制度調査会、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

7 この法律施行の際、現に地方自治庁、地方財政委員会事務局及び全国選挙管理委員会事務局の取置である者は、別に命令を發せられない限り同一の勤務条件をもつて自治庁の取置となるものとする。

(33)





自治庁設置法の一部を改正する法律案参照条文

自治庁設置法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 民法	一
○ 地方自治法	一
○ 最高裁判所裁判官国民審査法	三一
○ 消防組織法	三二
○ 地方財政法	四七
○ 国家行政組織法	五二
○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律	五四
○ 行政機関職員定員法	五五
○ 総理府設置法	五七
○ 公職選挙法	五九

- 地方公務員法 ..... 七二
- 税理士法 ..... 七二
- 町村職員恩給組合法 ..... 七三
- 電源開発促進法 ..... 七四
- 自治大学設置法 ..... 七五
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法 ..... 七九
- 奄美群島復興特別措置法 ..... 八〇
- 市町村職員共済組合法 ..... 九三
- 地方財政再建促進特別措置法 ..... 九五
- 消防団員等公務災害責任共済基金法 ..... 一〇五
- 新市町村建設促進法 ..... 一〇〇
- 国土縦貫自動車道建設法 ..... 一一〇
- 国家公務員共済組合法 ..... 一一一
- 港湾法 ..... 一一三

- ガス事業法 ..... 一二五
- 公営企業金融公庫法 ..... 一二六
- 当せん券附証票法 ..... 一二六
- 競馬法 ..... 一二七
- 自動車競技法 ..... 一二八
- 漁業法 ..... 一二八
- 国会議員の選挙等の執行經費の基準に関する法律 ..... 一二九
- モーターボート競走法 ..... 一三三
- 日本住宅公団法 ..... 一三四
- 養知用水公団法 ..... 一三五
- 首都圏整備法 ..... 一三六
- 森林開発公団法 ..... 一三七
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ..... 一三八
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 ..... 一三九

- 東北開発促進法……………一四〇
- 労働福祉事業団法……………一四二
- 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法……………一四二
- 首都圏市街地開発区域整備法……………一四三
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教育員定数の標準に関する法律……………一四四
- 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律……………一四四
- 九州地方開発促進法……………一四六
- 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律……………一四七
- 水防法……………一四九
- 建築基準法……………一五〇
- 耐火建築促進法……………一五〇
- 国家公務員法……………一五一
- 消防法……………一五二
- 有線電気通信法……………一五三
- 公衆電気通信法……………一五四
- 行政書士法……………一五四
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律……………一五五
- 入場券と税法……………一五六
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律……………一五七
- 地方公営企業法……………一五八
- 消防施設強化促進法……………一五九
- 政治資金規正法……………一六〇
- 地方交付税法……………一七〇
- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法……………一九五



○ 地方道路譲与税法	一九八
○ 特別とん葺与税法	一九九
○ 中小企業の資産再評価の料例に關する法律	二〇一
○ 地方税法	二〇二
○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律	二七七

○ 民法

(昭和二十九年法律第八十九号)

第三十四條 祭祀 慈善 学術 技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

○ 地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)

(地方公共団体の名称)

第三條 一、二、略

三、都道府県及び特別市以外の地方公共団体の名称を變更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除く外、条例でこれを定め、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

四、都道府県知事は、前項の規定により許可をしたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

五、前項の規定による報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を指示すると

ともに これを国の内務行政機関の長に通知しなければならない。

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第七條 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、内務市町村の申請に基き、都道府県知事が当該道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。所属未定地の市町村の区域への編入もまた同様とする。

2. 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

3. 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、内務のある普通地方公共団体の申請に基き、内閣総理大臣がこれを定める。

4. 5. 略

6. 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の内務行政機関の長に通知しなければならない。

7. 略

(所属未定地域の編入)

第七條の二 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内務がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予のその意見を聴かなければならぬ。

2. 略

3. 第一項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しななければならない。

(市及び町の要件 市町村相互間の変更)

第八條 1. 2. 略

3. 町村を市とし、又は市を町村とする処分は第七條第一項、第二項及び第五項乃至第七項の例により、村を町とし、又は町を村とする処分は同條第一項及び第五項乃至第七項の例により、これを行つものとする。

(市町村の適正規模の勧告)

第八條の二、ノ一、三、略

4 都道府県知事は、第一項の規定により勸告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

6 略

(市町村の境界の調停及び決定)

第九條、ノ一、四、略

5 第一項の規定による調停又は第二項の規定による決定により市町村の境界が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届けなければならない。

6 前項の規定による届出を受理したとき、又は第十項の規定による通知があったときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7、8、9 略

10 前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該告示は、直ちに判決書の写を添えてその旨を内閣総理大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

11 前十項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界変更について準用する。

(市町村の境界の決定)

第九條の二、市町村の境界が判明でない場合において、その境界に關し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

2、3、4 略

5 第一項の規定による決定が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があった市町村の境界の決定にこれを準用する。

(解散の投票の結果とその処置)

第七十七條、解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第一項の代表者及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、且つ、これを公表す

るとともに、都道府県にあっては都道府県知事及び自治庁長官、市町村にあっては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

(解職の投票の結果とその処置)

第八十二条 第八十条の第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあっては都道府県知事及び自治庁長官、市町村にあっては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

2. 前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県及び市にあっては、自治庁長官、町長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

(主要公務員の解職の請求及びその処置)

第八十六条 ノー二 略

3. 第一項の請求があつたときは、普通地方公共団体の長、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあっては自治庁長官、市町村にあっては都道府県知事に報告しなければならない。

(投票による選挙、指名推進及び投票の効力の異議)

第九十八条 ノー四 略

5. 第一項の規定による決定に不届がある者は、都道府県にあっては内閣総理大臣、市町村にあっては都道府県知事に訴願し、その裁決に不届がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することかてきる。

6. 略

(会議録)

第九十二条 ノー二 略

3. 議長は、会議録の写を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長及び都道府県にあつ

ては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告しななければならない。

(普通地方公共団体の議会の議員の失職及び資格の決定)

第百二十七条 / 一ヨ 略

々 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(普通地方公共団体の長の失職)

第百四十三条 / 略

之 第百十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(長に対する職務執行命令)

第百四十六条 主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の欠分に違反するものがあると認めるとき、又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府県知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行うべき事項を命令することができる。

2. 主務大臣は、都道府県知事が前項までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対

し、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

3. 主務大臣は、高等裁判所に対し前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、その旨を当該都道府県知事に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しななければならない。

4. 当該高等裁判所は、第二項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならず、審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

5. 当該高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしななければならない。

6. 主務大臣は、都道府県知事が前項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合において、裁判所は、十日以内に当事者を呼び出して審理をしなければならない。

7. 主務大臣は前項の確認の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて当該事項を行う



ことができる。

8 内閣総理大臣は 第六項の確認の裁判があつたときは 当該都道府県知事を罷免することができる。

9 第六項の確認の裁判があつた場合においては 都道府県知事は その後第五項の裁判に従い当該事項を行つたことを証明して その裁判をした高等裁判所に対し 前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができる。

10 第五項又は第六項の裁判に対しては 最高裁判所の定めるところにより 上訴することができぬ。

11 前項の規定による上訴は 執行停止の効力を有しない。

12 都道府県知事は 国の機関としての市町村長の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは都道府県知事の処分と違反するものがあるものと認めるものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがあるものと認める場合においては 前十一項の例により その行うべき事項を命令し 地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行ひ 又はこれを罷免することが

できぬ。

13 第八項又は前項の規定により罷免された者は その日から二年間 都道府県に属する国の官吏となり 又は地方公共団体の公職に就くことができない。

14 第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は その罷免の通知のあつた日から三十日以内にこれを提起しななければならない。

15 第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は 都道府県知事にあつては 第二項の裁判をした高等裁判所 市町村長にあつては高等裁判所の管轄に専属する。

16 前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは 罷免された者は その裁判が確定した日から 第十三項の規定により失つた資格を回復する。

17 第二項 第四項乃至第六項 第九項及び第十二項の規定による裁判の請求 審理及び裁判の手續に關し必要な事項は 最高裁判所がこれを定める。

18 前十七項の規定は 他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては これを適用しない。

(都道府県の局部、分課及び市町村の部課)

第百五十八条 / 一三 略

々 都道府県知事は、局部の名称若しくはその分掌する事務を定め、若しくは変更し、又は局部の数を増減したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

五一七 略

(議会の設置ある議決又は選挙に対する長の処置)

第百七十六条 / 一三 略

々 普通地方公共団体の議決又は選挙がその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わなければならない。

五 前項の規定による議決又は選挙がなおその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができる。

(12)

六 前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果

議会の議決又は選挙がその権限を越え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

七 第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定があつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

(選挙管理委員の失職)

第百八十四条 / 略

二 第百十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(13)

(監査委員の職務権限)

第百九十九条 / 一三 略

々 監査委員は、内閣総理大臣若しくは都道府県知事又は当該普通地方公共団体の議会若しくは長の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査をしなければならぬ。

五一七 略

8. 盗査委員は、盗査の結果を内閣総理大臣若しくは都道府県知事又は普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人権委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

9 略

(給与その他の給付に対する異議の申立)

第二百六条 第二百三条及び前条(前三条)の規定による給与その他の給付に關し、異議のある関係人は、法律に特別の定めがある場合を除く外、これを普通地方公共団体の長に申し立てることができる。

2 前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、議会に諮つてこれを決定しなければならない。

3 略

4 第二項の規定に不服がある者は、都道府県知事の行う決定については内閣総理大臣、市町村長の行う決定については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁

決があつた日から九十日以内に裁判所に訴願することができる。

(財産又は管産物の使用に關する異議)

第二百五条 / 1 3 略

4 第二百六条第四項の規定は、前二項の決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

(分担金等に關する規制及びその罰則)

第二百二十三条 / 1 3 略

4 第二百六条第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

(賦課徴収及び旧債使用に關する異議)

第二百二十四条 / 1 5 略

6 第二百六条第四項の規定は、第二項の申立について第三項の規定による決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

(地方債)

第二百二十六条 ノ一、二 略

三 普通地方公共団体は、地方債を起すについては、所謂行政方の許可を必要としない。但し、第二百五十条の規定の適用はあるものとする。

(予算の送付、報告及び告示)

第二百三十八条 ノ 略

二 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては、都道府県知事に報告し、且つ、その要領を告示しななければならない。

(16)

(決算)

第二百四十二条 ノ一、二 略

三 決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を告示しななければならない。

四 略

(所轄行政方の助言、勸告及び査査)

第二百四十五条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的助言又は勸告をすることができ、

二 普通地方公共団体の長は、第二条第十二項及び第十三項の規定の趣旨を達成するため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する総合的な査査並びにその結果に基づく技術的助言又は勸告を求めることができる。

三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要があるとき、普通地方公共団体に対し、その作成に要する資料の提出を求めることができる。

四 主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員は、普通地方公共団体に対し、その担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的助言若しくは勸告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供する。

(17)



ため必要な資料の提出を求めることが出来る

5. 普通地方公共団体の長又は普通地方公共団体の委員会若しくは委員は、主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員に対し、その担任する事務の管理及び執行について監査を求め、並びにその結果に基づく技術的な助言又は勧告を求めることが出来る。

(財務監視)

第二百四十六條 自治庁長官又は都道府県知事は、必要があるときは、普通地方公共団体につき財務に内係のある事務の報告をさせ書類帳簿を徴し又は実施について財務に内係のある事務を視察し若しくは出納を検閲することが出来る。

(18)

(適正な事務処理の確保措置)

第二百四十六條之二 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又は長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあるとき、当該普通地方

公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることが出来る。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基づきその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つていと認めるとき、また、同條とする

2. 内閣総理大臣の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事として行わねるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行つことが出来る。

(19)

3. 市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることが出来る。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を付けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

4. 内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担当する主務大臣の請求に基づいて行うものとする。

(市町村に關する調書)



第二百四十六條の三 内閣総理大臣は 第二百四十五條の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査にあたらせることができる。自治庁長官が第二百四十六條の規定による権限を行使する場合において、また、同様とする  
(同の調査に関する協力等)

第二百四十六條の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないう。当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けるものとする  
2 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、その権限に基いて、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務

(20)

について自ら検査又は監査を行う場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようになければならない。

3 前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行う検査又は監査に資するため、当該検査又は監査について必要な資料を提供し、又は、これに立ち会ふ等当該検査又は監査に協力しなければならぬ。

(長及び出納長又は収入役の職務代行)

第二百四十七條 普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役(第五百五十二條オ二項の規定による普通地方公共団体の長の職務代理者を念む。以下本条中これに同じ)にとりてに事故のあるとき、又は普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役がとりに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員が普通地方公共団体の長の職務を行う。

(21)

2 前項の規定により普通地方公共団体の長の職務を行う者がないときは、都道府県知事については内閣総理大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するものの中から選

臨時選挙管理委員を委任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる

三〇五 略

(臨時選挙管理委員)

第二百四十八条 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては、内閣総理大臣、市町村にあつては、都道府県知事は、臨時選挙管理委員を委任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる

(地方債の許可)

第二百五十条 普通地方公共団体は、第二十七条の借入金を除く外、地方債を起し並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならない

(自治紛争調停委員)

第二百五十一条 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、都道府県又は都道府県の機関

が当事者となるものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の申請に基づき又は取権により、紛争の解決のため、これを自治紛争調停委員の調停に付することができる

二 自治紛争調停委員は、三人とし、事件ごとに、学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣又は都道府県知事がそれぞれこれを任命する。この場合においては、内閣総理大臣又は都道府県知事は、予め当該事件に関係ある事務を担任する主務大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする

三〇四 略

三 第一項の調停は、当事者が調停案を承諾して、その旨を記載した文書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出したとき成立するものとする

三〇五 略

(条例の制定改廃の報告)

第二百五十二条 第三条第三項の条例を除く外、普通地方公共団体は、条例を改訂又は改廃したときは政令の定めるところにより、都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあ

つては都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(協議会の設置)

第二百五十二条の二ノ略

2. 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の権限に属する國の事務の一部について協議会を設けようとするときは、予め都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

3. 略

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の例によりこれを行わなければならない。

(松内の共同設置)

第二百五十二条の七ノ一、二

3. 第二百五十二条の二第二項及び第三項の規定は前二項の場合にこれを準用する

(事務の委託)

第二百五十二条の十四ノ一、二、略

3. 第二百五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合にこれを準用する

(所管知事の決定及び内閣総理大臣の権限)

第二百五十二条、都道府県の権限に属する市町村に関する事件で数都道府県にわたるものがあるときは、関係都道府県知事の協議により、その事件を管理すべき都道府県知事を定めることができる

2. 前項の場合において関係都道府県知事の協議が調わなるときは、内閣総理大臣は、その事件を管理すべき都道府県知事を定め、又は都道府県知事に代つてその権限を行つこ

とができる

(違法な権利侵害の更正手続)

第二百五十五條の二 この法律に特別の定めがあるものを除く外 この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分により違法に権利を侵害されたとする者は 都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣 市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、その裁決があつた日から九十日以内に、裁判所に出訴することができる

(訴願の裁決又は審査の裁定手続)

第二百五十五條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があるとき認めるときは、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又は審査の裁定をするものとする

(郡の区域)

第二百五十九條 郡の区域をあらうたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくは

その名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経たこれを定め、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

又、郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3、郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第一項の例によりこれを定める。

4、第一項乃至第三項の場合においては、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならぬ。第七條第七項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらうたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

5 略

(市町村内の町又は字の区域)

第二百六十條 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区



域をあらうに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を  
変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道  
府県知事に届け出なければならぬ。

ス、前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示すると  
ともに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(特別法の住民投票)

第百六十一條 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急  
集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長(衆議院の議長が国会の議  
決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議  
院議長とする。)は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならぬ  
い。

ス、前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、その日から五日以内に、内  
務省普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送  
しなければならない。

三、前項の規定による通知があつたときは、内務省普通地方公共団体の長は、その日から三  
十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わし  
めなければならない。

四、前項の投票の結果が判明したときは、内務省普通地方公共団体の長は、その日から五日  
以内に関係書類を添えてその結果を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票  
の結果が確定したことを知ったときも、また同様とする。

五、前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理  
大臣は、直ちに当該法律の公布手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知し  
なければならない。

(地方公共団体の組合設置とその種類)

第百八十四條 普通地方公共団体並びに特別市及び特別区は、第三項の場合を除く外、  
その事務の一部又は普通地方公共団体、特別市及び特別区の長、委員会若しくは委員の  
権限に属する旨、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同処理するを、  
その協議により規約を定め都道府県及び特別市の加入するものにあつては、内閣総理大



臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、地方公共団体の組合を改めることができる（これを一部事務組合という。）この場合において、組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたとき、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

ス、一々 略

（組合の組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六條 地方公共団体の組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

ス、略

（組合の解散）

第二百八十八條 一部事務組合又は役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四條第一項の例により、内閣総理大臣又は都道府県知

事に届出をしなければならぬ。

ス、略

（準用規定）

第二百九十三條 第二百五十三條の規定は、第二百八十四條第一項乃至第四項、第二百八十六條及び第二百八十八條の規定による処分をこれに準用する。

○ 最高裁判所裁判官国民審査法

（昭和二十三年法律第三十六号）

第三十三條 （審査の結果の報告及び告示）

ノ 略

ス、中央選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷免を可とされた裁判官にその旨を告知し、同時に罷免を可とされた裁判官の氏名を官報で告示し、且つ、自治庁長官を通じて内閣総理大臣に通知しなければならぬ。

第四十條 （訴訟に関する通知）第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟が提起され

左とき若しくは裁判所に係属しなくつたとき又はその訴訟について裁判が確定したときは、裁判所の長は、内閣総理大臣及び自治庁長官を通じ中央選挙管理会に対し直ちにその旨を通知しなければならぬ。

第四十四条 (利益供与等の罪) / 略

二、中央選挙管理会若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理会の庶務に従事する自治庁の職員若しくは選挙管理委員会の職員、投票管理者、開票管理者、審査分会長及び審査長並びに審査事務に關係のある官吏及び支員が当該審査に關し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する、公選委員会の委員又は警察官がその肉体区域内の審査に關し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

(32)

○ 消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十七号)

第一章 総則

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保

護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することをして、その任務とする。

第二章 国家機関

第二条 国家公安委員会に国家消防本部を置く。

第三条 国家消防本部に本部長を置く。

四、国家消防本部長は、国家公務員法の規定に基き、国家公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

(33)

第四条 国家消防本部は、左に掲げる事務を掌る。

- 一、消防に關する市街地の等級化に關する事項
- 二、消防制度及び消防準則の研究及び立案に關する事項
- 三、防火査察(放火及び失火犯の捜査を含む)制度の確立に關する事項
- 四、放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に關する事項
- 五、消防隊員及び消防団員の教養訓練の基準の研究及び立案に關する事項

- 六、消防技術及び火災予防に関する出版に関する事項
- 七、消防統計及び消防情報に関する事項
- 八、消防指導員の養成に関する事項
- 九、消防の用に供する設備、機械器具及び資材の検定に関する事項
- 十、消防に関する試験研究に関する事項
- 十一、消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十二、消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十三、危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の基準の作成に関する事項
- 十四、市町村の消防に必要な人員及び施設の基準の研究及び立案に関する事項
- 十五、市町村の依拠する火災防ぎに計画の基準の研究及び立案に関する事項
- 十六、消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）に基く内閣総理大臣の権限の行使の補佐に関する事項
- 十七、前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

- 第四条の二 国家消防本部に消防研究所を附置する。
- 一、消防研究所は、消防の化学技術に関する研究、調査及び試験を行い、並ひに消防の用に供する設備、機械器具及び資材について検定を実施する。
- 三、消防研究所の位置及び内部組織は、総理府で定める。
- 第四条の三 国家消防本部に消防大学校を附置する。
- 一、消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う。
- 三、消防大学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
- 第四条の四 国家消防本部に消防審議会を附置する。
- 一、消防審議会は、国家消防本部長の諮問に応じて、消防事務の運営に関する重要事項について調査審議する。
- 三、前二項に定めるものの外、消防審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員に關し、必要な事項は、政令で定める。

第五系 国家消防本部に所屬の職員を置く。

ス、前項の職員は、国家公務員法の規定に基き、国家消防本部長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

### 第三章 自治体の機関

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第七条 市町村の消防は、条例に依り、市町村長がこれを管理する。

第八条 市町村の消防に關する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一、消防本部

二、消防署

三、消防団

四、消防職員及び消防団員の訓練機関

第十条 消防本部の設置、名稱及び組織は、市町村長がこれを定める。

ス、消防本部を置く市町村は、一又は二以上の消防署を置くことができる。

三、消防署の設置、名稱、組織及び管轄区域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。

第十一条 消防本部を置く市町村に、消防長及びこの法律の規定に依り、有効に消防を行うに必要且つ適當な階級の消防職員を置く。

ス、消防職員の階級の基準は、国家消防本部が準則で定める。

三、消防職員は、上目の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

ス、市町村の消防職員の定員は、地方的要求に応じて、その市町村がこれを定める。

第十二条 市町村の消防長は、政令で定める区分に依り政令で定める期間消防事務その他行政事務に従事した者又は消防大学で行う消防長として必要な教育訓練を受けた者のうちから、地方公務員法の規定に基き、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三条 市町村の消防長は、市町村長の承認を得て、当該市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村の消防長は、これらの職員を指揮監督する。

第十四条 消防署長は、上目の指揮監督を受け、管轄区域内における消防事務を執行し、

部下の取置を指揮監督する。

第十五条 消防取置の任免、給与、宣誓、職務その他の事項は、地方公務員法の定めるところによる。

消防取置の訓練、礼式及び服制に関する事項は、国家消防本部の定める準則により、市町村規則でこれを定める。

第十五条の二 消防団の設置、区域及び組織は、地方的要求に応じて、市町村長これを定める。

二、消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事することができる。

三、消防団員の任免、給与、職務その他の事項は、常勤のものについては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについては、市町村条例でこれを定める。

四、消防団員の定員は、市長村条例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、国家消防本部の定める準則に則り、市町長規則でこれを定める。

(38)

第十五条の三 市町村の消防団に、消防団長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行

うに必要な且つ適当な階級のその他の消防団員を置く。

二、消防団長は、消防団の推送に基づき、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

三、消防団長は、消防団の事務を統轄し、及び市町村長の承認を得て、消防団員を任命し、一定の事由により罷免する。

四、消防団員は、上級の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

第十五条の四 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは瘵疾となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(39)

第十六条 特別区が存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第十六条に規定する責任を有する。



第十九条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。  
二、特別区の消防長は、地方公務員法の規定に基き、都知事がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八条 前二条に規定するものの外、特別区に存する区域における消防については、特別区に存する区域を以て一の市とみなし、市町村の消防に関する規定を準用する。

第十八条の二 都道府県は、消防に関し、左に掲げる事務を掌る。

- 一、消防取組及び消防団員の救養訓練に関する事項
- 二、消防統計及び消防情報に関する事項
- 三、消防に関する市町村相互の連絡に関する事項
- 四、消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 五、消防思想の普及宣伝に関する事項
- 六、消防の用に依する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 七、市町村の火災防ぎよ計画の作成の指導に関する事項
- 八、前各号に掲げるものの外、法律（法律に基き命令を含む）に基きその権限に関する事項

(40)

事項

第四章 雑 則

第十九条 市町村の消防は、国家消防本部長又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

第二十条 国家消防本部長は、必要に依じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事は、市町村長又は市町村の消防長からの要求があつた場合は、

消防に関する事項について指導し、助言を与え、又は設備、機械器具及び資材の幹旋をすることができる。

(41)

第二十条の二 都道府県知事は、必要に依じ、消防に関する事項について、市町村に勧告し、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、国家消防本部長の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならぬ。

第二十一条 市町村長は、消防の相互応援に関し協定することができる。

第二十二条 市町村長は、国家消防本部長の定める形式及び方法により、消防統計及び消防

情報を、都道府県知事を通じて、国家消防本部に報告しなげなければならない。

オ二十三条 国家消防本部及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

オ二十四条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなげなければならない。

エ 国家消防本部、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合における火害防禦の措置に關し予め協定することができる。これらの火害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察が保衛し、消防職員は警察権を行使してはならない。これらの火害に際して警察が消防を応援する場合は、火害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防がこれを行う。

オ二十四条の二 都道府県知事は、地震、颱風、水火災の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防<sup>指し規定する</sup>管理者に対し、水防管理者に對して、前条オ二項の規定による協定の実施その他火害防禦の措置に關し、必要な指示

をすることができる。この場合における指示は、国家消防本部長の行う勸告、指導及び

助言の趣旨に沿うものでなければならぬ。

オ二十五条 市町村消防に要する費用に對する補助金に關しては、法律でこれを定める。

オ二十六条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外単独又は

共同して、消防職員及び消防団員の訓練を行うために消防学校を設置しなげなければならない。

オ二十六条の二 この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入

するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町

村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附 則

オ二十七条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において各

規定について、政令で、これを定める。

オ二十八条 国家公務員法は、この法律の適用に必要な範囲内においては、既に施行されたもの

とみなす。

二 前項の場合においては、国家公務員法による人事委員会の設置に至るまで、その取扱は、

同法附則オニ条の例により、臨時人事委員会がこゝを行ふ。

オ二十九条 この法律施行後一周年は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、国家消防庁の取員又は市町村の消防取員は、現在の法令により、夫々当該取員に相応する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、こゝを任命することができる。

オ三十条 国家消防庁の取員の任免、給与、服務その他必要な事項に關しては、国家公務員法に規定する人事委員会規則が定めらるるまでは、当分の間、こゝらの取員に相当する政府取員に適用される従前の法令の例による。

オ三十一条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引続き都道府県の消防訓練機関の取員又は市町村の消防取員となつた場合（その官吏が引続き恩給法オ十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国政地方警察、警視庁若しくは都道府県警察の取員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防取員として在職し、更に引続き都道府県の消防訓練機関の取員又は市町村の消防取員となつた場合を含む）には、こゝを同法オ十九条に規定する公務員と

(44)

して勤務するものとみなし、当分の間、こゝに同法の規定を準用する。

二、前項の都道府県の消防訓練機関の取員又は市町村の消防取員とは、都道府県又は市町村の取員で左の各号に掲げるものをいふ。

一、消防士長又は消防士である消防吏員

二、消防目令補である消防吏員

三、消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員

四、前三号に掲げる以外の都道府県の消防訓練機関の取員又は市町村の消防取員

三、警察法（昭和二十九年法律オ百六十二号）による改正前の警察法（昭和二十二年法律

(45)

オ百九十六号）附則オ七条オ三項からオ五項までの規定は、オ一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法同条オ四項中「現にこゝに俸給を給する都」とあるのは「現にこゝに俸給を給する都道府県」と同条オ五項中「都から俸給を受ける」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それ以外の読み替へるものとする。

オ三十二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署の取員に属する消防事務で、この法律により市町村又は都道府県に属するものとなつたものに要

する市町村の費用又は都道府県の消防訓練機関に要する都道府県の費用は、地方自治政加確立される時まで、政令の定めるところにより、国庫及び都道府県がこれを負担する。

二、国庫と都道府県の消防事務に要する費用の負担区分については、前項の時まで、従前の例による。

オ三十三条 この法律施行の際現に消防の用に供する国有財産若しくは都道府県有財産又は国の所有若しくは都道府県所有に属する物留で国家地方警察に不必要なものは、市町村消防に必要な場合は、無償でこれを当該市町村に譲与するものとする。但し、現に警視庁又は道府県警察部の消防訓練機関の使用しているものは、無償でこれを当該都道府県に譲与するものとする。

二、前項の場合において、二小に伴う買債のあるものは、その処分については相互の協議により、二小を定めらる。

オ三十四条 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の適用については、二小を一の町村とみなす。

オ三十五条 行政執行法オ四条の当該行政官庁には、市町村長、オ十二条の消防長及びオ

十四条の消防署長を含むものとする。

### ○ 地方財政法 (昭和二十三年法律第九号)

(のうたな事務に伴う財源措置)

第十三条 地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、国はそのために要する財源について必要な措置を講じなければならぬ。

二、前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

三、内閣は前項の意見書を受け取った時は、その意見を添えて、遅滞なく、それを国会に提出しなければならない。

### 第十七条の二ノ略

二、国の行う、河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対す



ヨ当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならぬ。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も同様とする。

三 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、自治庁長官を経由して内閣に対し意見を申し出ることが出来る。

(支出金の算定又は支出時期等に關する意見書の提出)

第二十条の二 国の支出金又は前条の国の負担に属する支出金の算定、支出時期、支出金の交付に當つて附された条件その他支出金の交付に當つて示された指示その他の行為について不服がある地方公共団体は、自治庁長官を経由して内閣に対し意見を申し出、又は内閣を経由して国会に意見書を提出することが出来る。

又 第十三条第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(地方公共団体の負担に伴う経費の見積書)

第二十二條 各大臣は、その所事に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に關する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三

十四号) 第十七条第四項に規定する書類及び法第三十五条第二項に規定する調書を大臣に送付する際、内閣総理大臣を通じ自治庁長官の意見を求めなければならぬ。  
(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第二十七條 都道府県の行う土木その他の建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度に於いて、当該市町村に対し、

当該建設事業に要する経費の一部を負担させることが出来る。

二 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

三 前項の規定による、市町村が負担すべき金額について異議がある市町村は、自治庁長官に対し、異議の申立をなすことが出来る。

四 自治庁長官は、前項の異議の申立を受けた場合において、特別の必要があると認めるときは、当該市町村の負担すべき金額を更生することが出来る。

五 地方自治法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。



(都道府県等の事務の委任に伴う経費)

第二十八条 都道府県又は都道府県知事ハ、市町村又は市町村長若しくは市町村の議員をしてその事務を行はせる場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要の措置を講じなければならぬ。

前項の財源措置について不服のある市町村は、内務都道府県知事を經由して、自治庁長官に意見書を提出することができる。

都道府県知事は、前項の意見書を受け取ったときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを自治庁長官に提出しなければならぬ。

(地方財政の状況に關する報告)

第三十条の二 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならぬ。

(当せん金附証券の発売)

第三十二条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して自治庁長官が指定する市は、当分の間、公共事業の財源

に充てるための必要があるときは、当せん金附証券法の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

(固定資産税の税率の引下げに伴う起債の特例)

第三十三条 昭和三十三年度において固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した市町村(市町村の区域の一部につき固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した市町村

(以下「不均一課税市町村」という。)を含む。以下同じ。)は、地方税法等の一部を

改正する法律(昭和三十四年法律第六十六号)による改正後の地方税法第三百五十五条の

規定により、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一で課するもの(不均一課

税市町村にあつては、固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した区域につき、昭和

三十四年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの)は、固定資産税の税

率の引下げによる政令で定めるところの方法によつて算定した昭和三十四年度分の減収額をうけ

るため、昭和三十四年度において、第五十一条の規定にかかわらず、当該減収額に相当する

額の地方債を起すことができる。

4 市町村が第一項の規定による地方債を起す場合においては、地方自治法第二百五十一條の規定にかかわらず、自治市長官の許可を要しなすべからず。この場合においては、自治市長官は、あらかじめ大蔵大臣に協議しなすべからず。

○ 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二百十号)

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第三條ノ略

行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁としその設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

4 第二項の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げらる。

別表第一

府又は省	委員会	庁
略	略	略
総理府	定内庁	定内庁
	細連庁	細連庁
	行政管理庁	行政管理庁
	北海道庁	北海道庁
	自治庁	自治庁
	防衛庁	防衛庁
	経済企画庁	経済企画庁
	科学技術庁	科学技術庁
建設省	略	略
略	略	略

備考略

第十六条 府令、省令並びに前条の規定による指揮監督の权限に基いて、各大臣が地方公共団体の長に對してなす命令、示達その他の行爲について、地方自治の本旨に反するものがあるとき認めるときは、当該地方公共団体の長は、その旨を内閣総理大臣に申し出ることが出来る。この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣総理大臣は、三十日以内に調査を行い、内閣大臣に對し、必要な指示をなし、その他適當な措置を講じ、その申出を理由がないと認めるときは、その理由を示して当該地方公共団体の長に通告しなければならぬ。

之、前項の規定による申出は、内閣各大臣の命令、示達その他の行爲の効力に影響を及ぼすものではない。

○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部  
図書館及びその取扱いに關する法律

(昭和二十四年法律第百一号)

第一条 左の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれが以下欄に掲げる行政機関に置かれたものである。

略	略
国立国会図書館支部自治庁図書館	自治庁
略	略
国立国会図書館支部建設省図書館	建設省

○ 行政機関職員定員法 (昭和二十四年法律第百二十六号)

第二条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
略	略	略

略	建設省	略	計	國家公安委員會	七、六七二人	うち九九九人は警
				警 察 庁	一、二八人	寮官とする
略	本 省	略	略	國家消防本部	略	
				自 治 庁	二、〇〇人	
略	略	略	二、三五七九人			
略	略	略	一八〇、二六人			
略	略	略	略			

○ 總理府設置法 (昭和二十四年法律第百二十七号)

(その他の附屬機内)

第十五条 左の表の土嶺に掲げる機内は、總理府の附屬機内として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
略	略
奄美群島復興審議会	奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
略	略

之 略  
(外局)

第十七条 國家行政組織法第三系第二項の規定に基いて、總理府に置かれる外局は、左の

通りとする。

略

自治庁

略

(外局の組織、所掌事務及び权限)

第十八条 前条の規定による外局の組織、所掌事務及び权限に肉しては、外の法律に別條の定のあるものを除くの外、それぞれ次の表の下欄の法律(法律に基く命令を含む。)の定めるところによる。

(58)

略	略
自治庁	自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)
略	略

○公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)

(選挙事務の管理監督)

第五条

一 自治庁長官は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

二 略

(中央選挙管理会)

第五条の二

一 中央選挙管理会の庶務は、自治庁選挙局において行う。

二 略

(選挙に関する啓蒙、周知等)

第六条 自治庁長官、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他送

(59)



券に關し必要と認めらる事項を送券人に周知させなければならぬ。

2. 略

(当送券に關する報告)

第百八条 前三条の場合においては、当該送券に關する事務を管理する送券管理委員会

(参議院全国送券委員の送券については中央送券管理会)は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 一 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の送券にあつては内閣総理大臣に
- 二 都道府県の議会の議員の送券にあつては都道府県知事に
- 三 市町村長の送券にあつては都道府県知事及び都道府県の送券管理委員会に
- 四 市町村の議会の議員の送券にあつては都道府県知事、都道府県の送券管理委員会及び市町村に

2. 内閣総理大臣は、前項の規定により衆議院議員又は参議院議員の送券につき第百五条(当送証書の附与及び告示)の規定により当送証書を附与した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨並びに当送人の住所及び氏名とそれそれ衆議院議長又は参議院議長に

報告しなければならない。

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第百十一条 衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合においては、左の区分により、その旨を通知しなければならない。

- 一 衆議院議員及び参議院(地方送券)議員については、国会法第百十條(議員の欠員の場合の議長の通知)の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から都道府県知事を経て都道府県の送券管理委員会に
- 二 参議院(全国送券)議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から中央送券管理会に

2. 3. 略

(特定公務員の送券運動の禁止)

第百三十六條 左の各号に掲げる者は、在任中、送券運動をすることができない。

一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する自治方の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二 一七 略

(政見放送)

第五十條 / 一 略

3 前二項の放送の回数 日時その他放送に關し必要な事項は、自治庁長官が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、定める。この場合において、参議院(全国送出)議員の送券における公取の候補者の放送に關しては、この利便の提供について 特別の考慮が加えられなければならない。

(燃料 用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止)

第七十七條 第四十一條第一項(送券運動に使用する場合)の規定により参議院議員参議員議員及び都道府県知事の送券における自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料及び第四十四條(ポスターの敷)の規程によるポスターに使用する用紙に關しては、この配給又は交付につき、国又は地方公共団体において、あつせんするもの

とする。この場合においては、自治庁長官又は都道府県の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

2. 3 略

(報告書の公表保存及び閲覧)

第九十二條 / 一 略

何人し、前項の期間内においては、当該送券に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議員全国送出議員については総理府令)の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

(総送券に於ける政治活動の規制)

第二百一十條の五 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説会の開催、ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書)を含む。以下同じ)の頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、参議院議員の総送券の送券運動の期間中及び送券の当日に限り、これを行うことができない。但し、当該送券において全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号

に掲げる政治活動につき 当該各号の規定によりする場合はこの限りではない。  
各号 略

2. 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は 政令の定めるところにより、  
所属候補者の氏名を連記し、当該政党その他の政治団体の所属候補者  
として計算されることについて本人の同意書を添え、自治庁長官に申請して、この確認  
書の交付を受けなければならぬ。

3. 自治庁長官は 前項の確認書を交付したときは、この旨を都道府県の選挙管理委員会  
に通知しなければならない。

4. 略

第二百五一条の十、ハ、乙、略

3. 本章の規定による自動車には、自治庁長官（都道府県知事及び市長の選挙については  
当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければ  
ならぬ。

4. 略

（政党その他の政治団体の機関紙誌）

第二百五一条の十三 政治その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、衆議院  
議員、参議院議員、都道府県知事又は市長の選挙における選挙運動の期間中及び選挙の  
当日限り、第四百四十八条第三項（新聞紙及び雑誌の定義）の規定を適用せず、当該選挙  
につき本章の規定により政治活動ができる政党その他の政治団体の本部において直接発  
行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官（都道  
府県知事及び市長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）  
に届け出たもの各一に限り、第四百四十八条第一項及第二項の規定を適用する。

（選挙関係訴訟について通知及び判決書原本の送付）

第二百二十条 第二百三条（選挙の効力に関する訴訟） 第二百四条（選挙の効力に関す  
る訴訟） 第二百七条（当選の効力に関する訴訟）又は二百八条（当選の効力に関する訴  
訟）の規定により訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、自治庁長官に通  
知し、且つ、参議院全国送出議員の選挙については中央選挙管理委員会、この法律に定  
めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙の事務を管理する選

管理委員会に通知しなければならぬ。この訴訟が保属しなくなつたときも、同様とする。

2. 第二百十一条（総括主宰者及び出納責任者の送挙犯罪の場合）の規定による訴訟が提起された場合において、その訴訟が保属しなくなつたときも、また同様とする。

3. 前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したとき、裁判所の長は、この判決書の原本を自治庁長官に送付し、且つ、参議院全国送出議員の送挙については中央送挙管理法、この法律に定めらるる他の送挙については関係地方公共団体の長を経て当該送挙に關する事務を管理する送挙管理委員会に送付しなければならぬ。この場合において、参議院議員又は参議院議長については参議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員については当該議会の議長に、併せて送付しなければならぬ。

（買収及び利誘導罪）

第二百十一条 左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

各号 略

2. 中央送挙管理会の委員若しくは中央送挙管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、送挙長若しくは送挙分会長又は送挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該送挙に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。公安委員会又は警察官がその關係区域内の送挙に關し前項の罰を犯したときも、また同様とする。

3. 略

（公取の候補者及び当選人に対する買収及び利用誘導罪）

第二百二十三条 左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円の罰金に処する。

各号 略

2. 中央送挙管理会の委員若しくは中央送挙管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、送挙長若しくは送挙分会長又は送挙事務所に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該送挙に關し前項の



罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその関係区域内の送券に關し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

三 略

(私権濫用による送券の自由妨害罪)

第二百二十六条 送券に關し、国若しくは地方公共団体の公務員、中央送券管理会の委員若しくは中央送券管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送券管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は送券長若しくは送券分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなく公職の候補者若しくは送券運動者に追隨し、その居宅若しくは送券事務所に立ち入る等その私権を濫用して送券の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

(68)

二 国若しくは地方公共団体の公務員、中央送券管理会の委員若しくは中央送券管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送券管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は送券長若しくは送券分会長が送券人に対し、その投票しようとし又は投票した被送券人の氏名の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は七千五百円以下の罰金に処する。

97

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七条 中央送券管理会の委員若しくは中央送券管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送券管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、送券長若しくは送券分会長、又は送券事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第四十八条(代理投票)第二項の規定により投票を援助すべき者を含む。以下同じ)又は監視人が送券人の投票した被送券人の氏名を表示したときは、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(69)

(詐偽投票及び投票偽造・増減罪)

第二百三十七条 一、二 略

三 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。



中央送挙管理会の委員若しくは中央送挙管理会の庶務に従事する自治庁の職員、送  
挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、送挙長若しくは送挙分会  
長、送挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項  
の罰を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四條 当選人がその送挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五條(送挙期日後  
の投票行爲の制限違反)、第二百四十六條(送挙運動に關する収入及び支出の規制違反)  
第二百四十八條(寄附の制限違反)、第二百四十九條(寄附の  
勸誘、要求等の制限違反)、第二百四十九條の二(公取の候補者等の関係会社等の寄附  
の制限違反)、第二百四十九條の三(公取の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)  
及び第二百五十九條の四(公取の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)の  
罪並びに第二百五十二條の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第  
二百五十二條の三(送挙人等の偽証罪)の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、送挙  
運動を総括主宰した者若しくは出納責任者が第二百五十一條(買収及び利害誘導罪)。

第二百五十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)第二百五十三條(公取の候補者及  
び当選人に対する買収および利害誘導罪)第二百五十三條の二(新聞紙、雑誌の不用  
利用罪)若しくは第二百五十四條の二(おとり罪)の罪を犯し刑に処せられたとき又  
は出納責任者が第二百五十七條(送挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたと  
きは裁判所の長は、その旨を自治庁長官に通知し、且つ、参議院全国送出議員の送挙に  
ついては中央送挙管理会、この法律に定めるその他の送挙については関係地方公共団体  
の長を経て当該送挙に關する事務を管理する送挙管理本委員会に通知しなければならない。  
衆議院議院又参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、衆議院議長又は  
参議院議員に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、  
当該議会の議長に、併せて通知しなければならない。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、陞降制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体算入事行政に關する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて、地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（自治方の協力及び技術的助言）

第五十九条 自治方は、地方公共団体の人事行政及びこの法律によつて確立される地方公務制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすることが出来る。

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（報酬の制限）

第三十九条 税理士は、何らの名義をもつてするを問わず、税理士業務に關し、国税庁長官が定める額をこえて報酬を受けはならない。

2. 国税長官は、前項の報酬のうち地方税に關するものの額を定めるときは、自治方に協議しなければならない。

3. 略

○町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）

（町村職員恩給組合の設置）

第二条 町村は、都道府県の区域ごとに、職員の退職年金及び退職一時金に關する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条に規定する一部事務組合（以下「町村職員恩給組合」という。）を設けなければならない。

（町村職員恩給組合の規約）

第三条 / 略

2. 自治方は、前項の事項に關し模範規約を定め、町村取組組合に示すことができる。

(財務に關する事項の報告)

第六條の六 自治方長官は、政令で定めるところにより、町村取組組合に対し、組合の財務に關する事項について必要な報告を求めることができる。

(町村取組組合連合会)

第七條 町村取組組合は、共同してその事務の改善進歩を図るため、町村取組組合連合会を設立することができる。

2. 3 略

4. 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

5. 定款は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

6. 7. 8 略

○電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)

(組織)

第十條 審議会は、会長及び委員十四人をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、左掲げる者をもつて充てる。

一 五略

六 自治庁長官

七 略

○自治大学校設置法 (昭和二十八年法律第九十九号)

(設置)

一 条 地方公務員の資質を向上し、勤務能率の發揮及び増進を図り、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に

基いて、自治庁に、自治大学校を置く。

(所掌事務)

第二条 自治大学校は、左に掲げる事務を行う。

一、地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと。

二、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第三十九条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

三、自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

一、地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。

二、地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

3. 自治大学校は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があつた場合においては、研修を行うことができる。

(地方公共団体の研修機関に対する技術的援助)

第三条 自治大学校は、地方公共団体が設置する研修機関に対し、第二条第一項第二号の規定による調査研究の成果の提供、講師のあつ、旋その他研修に關して必要な技術的援助をすることができる。

(調査研究の委託及び資料等の交換)

第四条 自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第二条第一項第二号又は第

(77)

二項第一号に規定する調査研究を行うことができる。

2. 自治大学校は、肉係機同との間において、第二条に規定する研修又は調査研究に關する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

(位置)

第五条 自治大学校は、東京に置く。

(組織)

第六条 自治大学校に、校長その他所掌の取員を置く。

二 校長は、自治庁長官の命を受け、校務を管理する。

三 前二項に定めるものの外、自治大学校の内部組織は、総理府令で定める。

(自治大学校運営審議会)

第七条 自治大学校に、自治大学校の運営について校長の諮問に應ずるため、地方公共団体の長及び議会の議長、の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置く。

二 前項に定めるものの外、自治大学校運営審議会の組織及び運営に關し、必要の事項は、政令で定める。

附則

一 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

二 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行う

こと。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(自治人学校)

第二十四条の二、自治庁に、自治大学校を置く。

二 自治大学校の所掌事務は組織その他の事項については、自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の定めるところによる。

○ 交付税及び譲与税配付金特別会計法 (昭和二十九年法律第百三三号)

(管理)

第二系 この会計は、内閣総理大臣及び大蔵大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令の定めるところに従い、管理する。



2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定による事務を自治庁長官に行わせることができる。

○奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

（目的）

第一条 この法律は、鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以内にある地域（以下「奄美群島」という。）の復元に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに住民の生活の安定、資するため、特別措置として総合的な復興計画（以下「復興計画」という。）を策定し、及びこれに基づく事業を実施することを目的とする。

(80)

（復興計画の決定及び変更）

第三条 鹿児島知事は、復興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興計画の案に基づき、奄美群島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 復興計画が決定された後、特別の必要が生じた場合においては、前二項の規定の例により復興計画を変更することができる。

4 内閣総理大臣は、復興計画を決定し、又は変更したときは、これを鹿児島県知事に通知するものとする。

5 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成する場合には、公立の文教施設整備事業について、あらかじめ県の教育委員会から提出された当該事業に関する経費の案に基づいて、これと協議して定めるようにしなければならない。

（復興実施計画の作成及び変更）

第四条 鹿児島県知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画に基づき、これを実施するために必要な当該年度の復興実施計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ奄美群島復興審議会の意見を聞かなければならない。

3 復興実施計画が作成された後、特別の必要が生じた場合においては、前二項の規定の

(81)

例により、復興実施計画を変更することができる。

ダ 前条第五項の規定は、第一項の規定により当該年度の復興計画を作成する場合に準用する。

(事業の実施)

第五条 復興計画に基づく事業のうち、別表第一に掲げるものは、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、鹿児島県知事が実施する。

ス(一) 略

(経費の支弁及び特別の助成)

第六条 復興計画に基づく事業のうち、別表第二に掲げるものに要する経費は、予算の範囲内で、国が支弁する。

又 復興計画に基づく事業のうち別表第二に掲げるものに要する経費については、国は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、県又は市町村その他のものに対して、予算の範囲内で、それぞれ同表に掲げる割当により、その一部を負担し、又は補助するものとする。

ヨ 国は、左に掲げる復興計画に基づく事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、県又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助するものとする。

一 奄美群島における産業復興のための必要な試験研究施設の整備事業

ニ(一) 五 略

ケ(一) 略

(奄美群島復興審議会の設置及び権限)

第七条 この法律の規定により、その権限に属せしめられた事項その他奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に奄美群島復興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

又 審議会は、奄美群島の復興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第八条 審議会は、関係行政機関の職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験

のある者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

二(五) 略

(指揮監督)

第九条 内閣総理大臣は、復興計画に基づく事業の実施について総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する地方公共団体の長その他を指揮監督する。

二(三) 略

(地方事務官等)

第十条 奄美群島において復興計画の実施の事務に従事する県の職員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定にかかわらず、国家公務員とする。

二 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員としてその定員は、政令で定めるものとして、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律百二十六号)第二条第一項の規定に定める職員の外にあるものとする。

三 第一項の職員の任免及び進退並びにこれに対する給与の支給は、内閣総理大臣が行う。

四 内閣総理大臣は、前項の事務を鹿児島県知事に委任することができる。

(奄美群島復興信用保証基金の設置)

第十条之二 奄美郡島復興信用基金(以下「基金」という。)は、第二条第一項に掲げる事業に伴い必要な金融の円滑化を図ることを目的とする。

二(三) 略

三 基金は、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に依たる事務所を置くことができる。

五 略

六 基金は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

七(一) 略

八 基金に、役員として理事長、理事三人以内及び監事一人を置き、内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命する。

九(一) 略

16 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、基金の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基いてする内閣総理大臣若しくは大蔵大臣の命令に違反したときその他取務上の業務に違反したとき。

二 四 略

(協会への出資金)

第十條の三 奄美群島に在する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條の六の規定に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権で、奄美群島復興信用保証協会が国から承継し、奄美群島復興信用保証協会に對して国から出資されたものとされたもの、額に相当する額及び国が奄美群島復興信用保証協会に出資した二十五百万円は、前條第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附隨する業務（以下「保証業務」という。）に要する資金として国から基金に對して出資されたものとする。

ス 四は、前條第九項第四号に掲げる業務及びこれに附隨する業務（以下「融資業務」という。）に要する資金として、一億円を出資するものとする。

三 略

4 基金は、保証業務又は融資業務のいずれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、当該余裕金を他の業務に要する資金に充てることができる。

5 基金は、第一項に規定する国から承継した債権につき、その償還期限、利率その他の条件が定まつていないものがあるときは、すみやかに内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、これを定めなければならない。

6 基金は、第一項に規定する国から承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の買付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更をしようとするとき、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

7 略

8 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定による受託者

に対し、当該委託を受けた事務に關し、報告をさせ、又はその取員をして受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることとができる。

第九條 略

(基金の監督等)

第十條の四 基金は、政令の定めるところにより、業務の開始の際、業務の方法書を定め、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

一 基金は、政令の定めるところにより、毎事業年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

二 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、基金を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務に關し必要な命令をすることができる。

三 略

四 基金は、借入金をしようとする場合には、政令で定める場合を除く外、内閣総理大臣

及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(权限の委任)

第十條の六 前四條の規定に基く内閣総理大臣又は大蔵大臣の权限の一部は、政令の定めるところにより、鹿児島県知事に委任することができる。

(復興計画に關する事務の所管)

第十一條 この法律に基く内閣総理大臣の权限の行使に關する事務、審議会に關する事務その他復興計画の策定に關する事務並びに復興計画に基く事業の予算に關する見積及び予算の執行(第五條第三項の規定による工事に係る予算の執行を除く。)に關する国の事務は、自治庁において掌理する。

別表第一

道 路	
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二條第一項に規定する道路の新設及び改築で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの。	
河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一條に規定する河川、同法第五條の規定によつて、同法が準用される水流、水面若しくは河川若しくはそ	



河川	砂防	港湾	溪港
<p>他の河川又はこれらのものの維持管理上必ず堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することと必要とする河岸に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>港灣法第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港灣の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良並びに同法同条同項に規定する港灣施設用地の取得及び整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>溪港法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条に規定する基本施設、溪港の利用及び管理上重要な輸送施設又は溪港用通信施設の新設及び改良並びに同法同条に規定する溪港施設用地の取得及び整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>

(90)

列表第二

海岸	都市計画	空港
<p>国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他の海岸を防護するための施設に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>	<p>空港整備法第二条第一項の空港（第一種空港を除く。）の新設又は改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの</p>

(91)

事業の区分	土地改良
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定したもの</p>	<p>林道、林地荒廢防止施設その他林地若しくは森林資源の利用</p>

国庫の負担又は補助の割合

十分の四から十分の八まで

林業施設	文教施設	保健衛生及び社会福祉施設	土地区画整理
又は保全上必要な林業用施設及び風水害・潮害等の防備水源のかん養、土砂の流出若しくは崩壊の防備、なほ若しくは落石の危険の防止又は火災の防備その他災害の防除に必要な保守施設の建設及び補修並びに造林で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新築及び改築、これらのものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
十分の五から十分の八まで	十分の五から十分の九まで	四分の二から四分の三まで	十分の六から十分の九まで

(92)

○ 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

（市町村共済組合の設置等）

- 第二条 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合（以下「組合」という。）を置く。
- 一 組合は、法人とする。
- 二 組合の事務所は、当該都道府県の都道府県庁所在地に置く。

（規約）

第三条 略

- 一 規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを自治庁長官に届け出なければならぬ。
- 略

（市町村職員共済組合連合会）

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する

市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を置く。  
ス 略

（定 数）

第七十一条 略

ス 定款の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（審査会）

第七十八条 略

給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に關する異議の審査を審査するため、連合会に市町村職員共済組合審査会（以下本章及び附則第十三項において「審査会」という。）を置く。

ス 略

委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推薦する者のうちから自治庁長官が委嘱する。

（事業計画書及び決算）

第八十四条 組合及び連合会は、毎事業年度、事業計画書を作成し、事業年度開始前に自

治庁長官に届け出なければならぬ。事業計画書に総理府令で定める重要な変更を加えたときも、また、同様とする。

ス 略

組合及び連合会は、前項の規定による決算の認定があつたときは前項に規定する書類の写を添付し、遅滞なく、これを自治庁長官に報告しなければならない。

（監 督）

第八十六条 組合及び連合会は、自治庁長官が並置する。

ス 略

自治庁長官は、政令で定めるところにより、第一項から第三項までに規定する権限に及する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

○ 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）  
（財政再建計画の策定）

第二条 昭和二十九年年度において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年年度に支拂うべき債務の支払を昭和三十年年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年年度に執行すべき事業を昭和三十三年年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体（以下「昭和二十九年年度の赤字団体」といふ。）で、この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日（以下「指定日」といふ。）現在により、財政の再建に創する計画（以下「財政再建計画」といふ。）を定めなければならない。

ス、三 略

（財政再建計画の承認及び予算の調整）

第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できると認めるときは、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建

計画を承認することができる。

二 昭和二十九年年度の赤字団体の長は、財政再建計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該昭和二十九年年度の赤字団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関の意見を聞かなければならない。

三 自治庁長官は、第一項の規定により財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうち、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの（以下「負担金等」といふ。）を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならない。

四 前三項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年年度の赤字団体（以下「財政再建団体」といふ。）が当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合について準用する。

五 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することゝなつたため、財政



再建計画を変更する必要を生じたが、あらかじめ、その変更について自治庁長官の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならぬ。第一項後段及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(財政再建計画の公表)

第四条 財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合においては、その要項を住民に公表しなければならぬ。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て、財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

(財政再建計画の承認の通知)

第五条 自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合には、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならぬ。

又、自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合には、その旨及び当該財政再建計画の旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならぬ。

(国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知)

第七条 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前(年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前)に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならぬ。当該事業、事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる場合においても、また同様とする。

(長と議会との関係)

第十一条 昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決が第一号若しくは第二号に該当し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは第四号に該当すると認められる場合において、当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一三略

四、自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をした



とき。

又 昭和二十九年年度の赤字団体の議会在第一号又は第二号に掲げる議案について、財政再建団体の議会在第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しない場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に当該議案を再提出することができる。この場合において、議会在閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議会を招集しなければならぬ。

一三 略

四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成について欠くことができない事項に関する議案

(財政再建債の許可等)

第十四条 財政再建団体が財政再建債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(助言その他の必要な援助の請求)

第十八条 昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体は、財政再建計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治庁長官その他の関係行政機関の長に対し、助言その他必要な援助を求めることができる。

(報告及び公表)

第十九条 財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

又 財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

(101)

(100)

(監査)

第二十條 自治庁長官は、必要に依り、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監査するものとする。

(財政運営の改善のための措置等)

第二十一條 自治庁長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再建計画に適合させるため、当該財政再建団体に対し、予算のうちその過大であるための財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを求めることができる。

又 自治庁長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

ヨ 財政再建団体が前二項の規定による求めに応じなかつた場合においては、自治庁長官は、第十五條の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができる。

(財政再建債を起さないで行う財政の再建)

第二十二條 昭和二十九年年度の赤字団体が第十二條の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、第十二條から第十五條まで、第十七條及び前二條の規定は、当該昭和二十九年年度の赤字団体については、適用しない。

又 昭和三十年年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度に支拂うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体ですべてに財政再建団体となつてゐるもの以外のもの（以下「歳入欠陥を生じた団体」という。）は、当分の間、第二條第一項の規定により財政の再建を行うこととを申し出ることができる。第二條第二項及び第三項、第三條から第十一條まで並びに第十八條及び第十九條の規定は、第二條第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た歳入欠陥を生じた団体が行う財政の再建について準用する。

(歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限等)

第二十三條ノ略

ス 昭和二十九年年度の赤字団体又は歳入欠陥を生じた団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品を含む）を支出しようとする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならぬ。

（返取手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条 地方公共団体は、当分の間、国（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む、以下同じ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等であらうか、自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

（自治庁長官の権限の委任）

第二十五条 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち、市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができ、

○ 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）

（事務所）

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

又、基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定 款）

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所所在地
- 四 資金に関する事項

- 五 役員に対する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 市長村との消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項
- 八 市町村の掛金に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 公告の方法

又 定款は、内閣総理大臣の認可を受けて変更することができ、

(役員の変更及び任期)

第八条 理事長は、理事の互選によつて定める。

又 理事は市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村長を代表する者、町村議会の議長を代表する者、消防団員を代表する者及び学識経験者について、内閣総理大臣が任命する。

三 前項の場合において、市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村長を代表する者、町村議会の議長を代表する者及び消防団員を代表する者の任命については、そ

れぞれの全国的連合組織の推薦によるものとする。

又 常務理事は、学識経験者のうちから任命された理事につぎ、理事長が任命する。

又 監事は、市長を代表する者、町村長を代表する者及び消防団員を代表する者について、内閣総理大臣が任命する。

第三項の規定は、この場合について準用する。

又 役員が欠員となつたときは、内閣総理大臣は、遅滞なく補欠の役員を任命しなければならぬ。

第七、八 略

(事業計画)

第十六条 基金は、事業年度ごとに、事業計画書を作成して、内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。事業計画書に総理府令で定める重要な変更を加えようとするときは、また、同様とする。

(報告及び公告)

第十七条 基金は、毎事業年度末に、財政目録及び事業状況報告書を作成し、これに事業

計画書の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並申の意見を付けて、事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又、基金は、前項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、その財産目録、事業状況報告書及び決算報告書を公告しなければならぬ。

(総理府令への委任)

第十八条 前三条に規定するものほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に關し、必要な事項は、総理府令で定める。

## 第六章 並 督

(報告及び検査)

第十九条 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があるときは、基金に対して、業務若しくは財政の状況に關して報告をさせ、又は部下の職員をして業

務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

又、内閣総理大臣は、基金が従たる事務所を設けた場合における当該事務所に対する前項の権限を当該事務所所在地を管轄する都道府県知事に委任することができる。

3 前二項の規定により職員が検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

又、第一項又は第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(定款の変更命令等)

第二十条 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

又、前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、定款の変更については、この限りでない。

第二十一条 内閣総理大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。



附 則

(基金に対する便宜の供与)

第十条 内閣総理大臣は、当分の間、基金の業務の遂行のため必要があると認めるときは、国家消防本部の職員をして基金の業務に従事させ、又は国家消防本部の使用する施設(土地を含む。)を無償で基金の利用に供することができらる。

○ 新市町村建設促進法 (昭和三十一年法律第六十四号)

第六条 新市町村は、新市町村建設計画の調整をしようとするときは、新市町村建設審議会会の審議及び議決を経なければならぬ。この場合において、新市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならぬ。

2 新市町村は、前項の規定により新市町村建設計画の調整をしたときは、直ちにその調整した計画を都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により新市町村建設計画の提出があつたときは、直ちに

その意見を付けて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により新市町村建設計画及び意見の提出があつたときは、直ちにこれを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、新市町村建設計画の変更につき準用する。

(内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置)

第十七条 内閣総理大臣は、新市町村建設計画の調整その他その実施に関して、新市町村及び都道府県に対し、助言又は勧告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、新市町村建設促進中央審議会(以下「中央審議会」という。)の意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の措置を講じようとするときは、国の関係行政機関が所掌する事務に関する事項については、あらかじめ当該行政機関の長に協議しなければならない。

(新市町村建設促進中央審議会)

第十八条 中央審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他

その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に關し必要は事項を調査審議する。

2 中央審議会は、委員二十五人以内で組織する。

3 委員は、内務行政機關の職員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、中央審議会の組織及び運営に關し必要は事項は、政令で定める。

(都道府県知事の助言、勸告その他の措置)

第十九条 都道府県知事は、新市町村建設計画が第三条の趣旨に適合し、かつ、当該市町

村の区域に係る都道府県の総合的な開発計画及び近隣市町村の新市町村建設計画と調和がとれること、なるように、新市町村建設計画の調整その他その実施に關して、新市町村に對し必要は助言又は勸告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 都道府県知事は、第十七条第二項の基準に基き、新市町村建設促進審議会を設置する都道府県にあつてはその意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に關する必要は基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の新市町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

(市町村の境界変更に關するあつせん、調停及び投票)

第二十七条 都道府県知事は、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに關し争論があり、かつ、そのため内務市町村の一体性又はその相互の間の正常な關係が著しくそこなわれていると認めるときは、昭和三十三年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又これをその調停に付することができる。

2-4 略

5 都道府県知事は、第二項の規定において準用する前条第五項の規定による報告を受け、た場合において、地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、当該地域に係る市町村の境界変更をその地域内の送挙人の投票に基いて定めることが適当であると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきき、境界変更に關し投票を行うべき区域を示して、こ

これを当該区域内の選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求  
することができる。

4 市町村の選挙管理委員会は、第四項又は前項の請求があつたときは、政令で定めるところ  
により、請求のあつた日から三十日以内に第四項又は前項の投票に付さなければな  
らない。

7 第四項又は第五項の請求があつた日から三十日以内に前項の投票が行われなかつたと  
きは、前項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県知事の請求に  
基き、政令で定めるところにより、当該請求のあつた日から三十日以内に当該請求に基  
く区域に係る市町村の境界変更に関し、これをその区域内の選挙人の投票に付さざけれ  
ばならない。

8 都道府県知事は、前項の請求については、あらかじめ内閣総理大臣に協議した上投票  
を行すべき区域を示して、第四項又は第五項の請求があつた日から九十日以内にこれを  
行わなければならぬ。

7—12 略

13 内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、昭和三十四  
年三月三十一日までの間において、第一項、第四項又は第五項の規定の例により、あつ  
せん。調停又は投票の請求をすることができる。この場合においては、政令で特別の定  
をするものを除くほか、前条第二項から第五項までの規定並びに第三項及び第六項から  
前項までの規定を準用する。

第二十七條の二 都道府県知事は、第二十九條の二第一項の規定による町村合併に關する  
計画の變更に伴い、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は新市町村に隣  
接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村  
との間におけるものに関し争論が生じた場合において、特に必要があるときは、  
昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせしめを行わせ、又はこ  
れをその調停に付することができる。第三十條の二の規定により新市町村とみよされる  
市町村へ以下本項中「新市町村」という。の区域のうち従前の市町村の一部の地域又  
は当該新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で当該新市町村  
とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合においても、また

同様とする。

2 前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停と  
みだして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

(町村合併に関する都道府県知事の勧告等)

第二十八条 都道府県知事は、未合併町村の規模が適正を欠き、かつ、地勢、交通、経済  
事情その他の事情に照らし、町村合併を行うことが関係市町村の基礎的な地方公共団体  
としての機能の充分な発揮と住民の福祉の増進のため必要であると認めるときは、昭和  
三十二年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をときき、内閣  
総理大臣に協議して、あらたに当該市町村に係る町村合併に関する計画を定め、これを  
関係市町村に勧告しなければならない。

2-5 略

(町村合併に関する内閣総理大臣の勧告等)

第二十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の勧告を受けた市町村で当該勧告を受けた日か  
ら四箇月以内に町村合併を行わないものがある場合において、都道府県知事の申請があ

つたときは、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対して町村合併の勧告をするこ  
とができる。

2 前項の規定による内閣総理大臣の勧告があつた場合において、当該町村がなお町村合  
併を行わないときは、小規模町村であることにより行われる国の財政上の援助措置は、  
当該町村については行われないうことがあるものとする。

3 前条第一項の勧告を受けたる市町村に係る町村合併に因り、地方自治法第七条第一項の  
申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による都道府県知事の処分が行われないう場  
合においては、内閣総理大臣は、同項の規定にかゝりず、中央審議会の意見をきいて  
関係市町村の規模を適正化するため特に必要があるとき限り、政令で定める  
ところにより、当該申請に係る町村合併の処分を行うことができる。この場合において  
当該処分が郡の境界にわたつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あ



わけて当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを國の關係行政機関の長に通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6 第三項前段の規定による処分は、地方自治法第七條第一項の規定による処分とみなし、第三項後段の規定による処分は、同法第二百五十九條第三項の規定による処分とみなす。

7 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の勧告に基づく町村合併及び第三項前段の規定による処分に基づく町村合併につき準用する。

8 第三項、第六項及び前項の規定は、地方自治法第七條第三項の規定による關係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による關係都道府県申請が行われない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは

「地方自治法第七條第三項の規定にかかわらず」と「町村合併の処分」とあるのは

「境界の変更の処分」と、第六項中「第七條第一項」とあるのは「第七條第三項」と

第七項中「町村合併」とあるのは「境界の変更」と読み替えるものとする。

(町村合併に肉する都道府県知事の勧告の変更等)

第二十九條の二 都道府県知事は、第二十八條第一項の勧告をした計画について、その後  
の事情の変更により特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの  
向において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、同項の  
勧告をした計画を変更し、これを關係市町村に勧告することができ、

2 前項の場合においては、同項の勧告を第二十八條第一項の勧告とみなして、同條第二  
項から第五項まで及び前條第一項から第七項までの規定を適用する。



○ 国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）

（組織）

第十三条 審議会、会長及び委員二十九人以上をもつて組織する。

又 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

三 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 一六 略

七 自治庁長官

八 一十一 略

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（設立）

第二条 各省各庁ごとに、その所属の取員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、当該各号に掲げる取員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」といふ）を設ける。

二 前項に定めるものほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる取員をもつて組織する組合を設ける。

一 総理府

一 警察庁に属する取員、都道府県警察に属する警視は以上の階級にある警察官及び

国家消防本部に属する取員

二 防衛庁に属する取員

三 調達庁に属する取員

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する取員

- 二、法務省矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、中央矯正研究所及び地方矯正研究所に雇する職員
- 三、大蔵省
  - イ、印刷局に雇する職員
  - ロ、造幣局に雇する職員
- 四、厚生省、医務出張所、国立病院及び国立療養所に雇する職員
- 五、農林省、林野庁に雇する職員
- 六、通商産業省、アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

(管理)

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第一百二条を除き、それぞれ警察庁長官、防衛庁長官、調達庁長、自治庁長官、印刷局長、造幣局長又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所屬の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

る

○ 港 灣 法 (昭和二十五年法律第二百十八号)

(設立等)

第四条

ノ、二 略

- 3、港務局の設立を發起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、単独又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及び他の関係地方公共団体の意見を申し出るべき期間を公布し、且つ、他の関係地方公共団体より意見の申出があつたときは、これと協議しなければならない。但し、関係地方公共団体の意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることかできない。
- 4、前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかつた

とき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、運輸省令で定める手続により、運輸大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

一、重要港湾については運輸大臣

二、地方港湾であつて都道府県が港務局の設立に加わつてゐるものについては運輸大臣

臣

三、略

五、六、略

七、第三項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、運輸大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第二号中「港務局の設立に加わつてゐるもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替へるものとする。

八、略

九、第七項の申出があつたときは、運輸大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と関係地方公共団体との関係を考慮し、且つ、重要港湾については内閣総理大臣に協議して調停する。

十、略

○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

附則

一、七、略

八、この法律の施行の際現に存する旧ガス事業者と市町村との間のガス事業の経営に関する定に基き、旧ガス事業者又は市町村かその相手方に対し要求をし、又は承認を求めた場合において、協議がととのわぬとき、又は協議することができないときは、通商産業大臣が内閣総理大臣と協議して裁定する。

○ 公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）

（目的）

第一条 公営企業金融公庫は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に對し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（主務大臣）

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

(126)

○ 当せん券附証票法（昭和二十三年法律第四百十四号）

（都道府県等の当せん券附証票の発売）

第四条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により財政上の特別の必要を勘案して自治

126

庁長官が指定する市（以下これらを市を特定市という。）は、公共事業の費用の財源に充てるため必要があるとき、都道府県及び特定市の議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、自治庁長官の許可を受け、当せん券附証票を発売することができる。

2. 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん券附証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業の計画を記載した申請書を、自治庁長官に提出しなければならない。

(127)

○ 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）

第一条 日本中央競馬会、都道府県又或左の各号に掲げる市町村（以下指定市町村という）は、この法律により、競馬を行うことができる。

- 一 著しく災害を受けた市町村で自治庁長官が指定するもの
- 二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村で自治庁長官が指定するもの

○ 自転車競技法（昭和二十三年法律第百九号）

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して自治庁長官が指定する市町村（以下指定市町村という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するともた、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行ふことができる。

自治庁長官は、必要があるとき、前項の規定により市町村を指定するにあり、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走（以下競輪という。）を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

3. — 4 略

○ 漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）

（選挙管理委員会の監督）

第百十五条 略

2 農林大臣及び自治庁長官は、この法律により都道府県の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3 略

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもの、自治庁長官が当該事務の処理に要する経費を支付する必要があると認定したものをいう。



(選挙公報発行費)

第七條 選挙公報発行費の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乘じて得た額とする

表 略

2 略

3 略

4 人口密度が稀薄なために選挙公報配付に特に経費を要する町村については、自治庁長官が定められた額を加算する。

(新聞広告公営費)

第十一條 新聞広告の公営に要する経費は、自治庁長官が定める。

(事務費)

第十三條 第四條から前条までの規定による経費を除く外、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓蒙宣伝の経費を含む)は、左の各号の表に掲げる通りとする。但し、都道府県の選挙管理委員会、選挙人及び世帯数、投票所

及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、自治庁長官と協議して別に基本額を定めることができる。

各号 略

2 略

3 特に交通の不便な島について、自治庁長官が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のための船舶を借り上げる必要があると認める場合においては、当該船舶の借上料を加算する。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四條 略

2 選挙長又は選挙分会長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、自治庁長官の定めるところによるものとする。

(支村)

第十八條 自治庁長官は、第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する

経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者は、おいて要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 避けることのできない事故その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することからできない都道府県又は市町村に対しては、自治庁長官は、前項の交付額の百分の五以内の額（自治庁長官と大蔵大臣との協議かつのつた場合においては、百分の五をこえる額）で別に予算をもつて定められたものゝ範囲内において、必要な経費を追加して交付することからできる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合においては、自治庁長官は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付し得ることからできる。

（投票区又は開票区の設置の基準）

第十九条 市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて教投票区を設け、若しくはその数を増加し、又は都道府県の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて教開票区を設け、若しくはその数を増加しようとする場合においては、自治庁長官の定める基準に従つてしなければならない。

○ モーターボート競走法（昭和二十六年法律二百四十二号）

（競走の施行）

第二条 都道府県及び人口、財政等を考慮して自治庁長官が指定する市町村（以下「施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走（以下「競走」という。）を行うことからできる。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することからできる。

三 自治庁長官は、第一項の規定により指定された市町村が一年以上引き続き競走を行わなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

四 略

○ 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）

（費用の負担）

第四十条 公団が施行する土地区画整理事業に要する費用は、公団が負担する。

二（）三 略

四 前項の協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は当事者の意見を聞かなければならない。

（大蔵大臣との協議）

第六十一条 / 略

二、建設大臣は、第四十条第四項（第四十三条第三項）において準用する場合を含む。の規

定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治庁長官と協議しなければならぬ。

○ 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）

（事業基本計画）

第二十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号の事業につき事業基本計画を定め、その概要を公表することにも、事業基本計画を公団に指示しなければならぬ。

(135)

二、略

三 農林大臣は、第一項の事業計画を定めようとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならぬ。

（施設の使用、資金の貸付等の認可）

第二十三条 公団は、発電事業又は水道事業を行う者に対し、第十八条第一項第一号イ若

(134)

しくは第二号の事業の施行によつて主じた施設の一部を使用させようとするとき、又は同条第二項第二号に規定する資金の貸給を行なおうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

2. 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、これに関する処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣又は自治庁長官の同意を得なければならぬ。

3. 略

○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十五号）

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。

2.（）3 略

4. 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについて

の計画とする。

（企業債）

第三十三条 地方公共団体が事業計画に基づき行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債を委員会と自治庁長官とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

○ 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）

（業務の範囲）

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農林大臣の定める基本計画に基づき、三重県、奈良県及び和歌山県並びに徳島県の区域のうち政令で定める区域内における森道の開設又は改良の事業を行うこと。

2 略

3. 實林大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、大蔵大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一六二号）

（解取請求）

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解取を請求することができる。

2. 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解取の請求について準

次頁第八条第二項の次に改を挿入する。

（文部大臣又は都道府県委員会の措置要求）

第五十二条 文部大臣は、地方自治法第二百四十六条の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の報告に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していること認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあるとき、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めるところができる。

2. 3 略

4. 文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。



用する

この場合においては、同法第八十六條第三項中「自治庁長官」とあるのは「自治庁長官及び文部大臣」と「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員長」と、同法第八十七條第一項中「前條第一項に掲げる職に任る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八條第二項中「第八十六條第一項の規定による送挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解任の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による教育委員会の委員の解任の請求」と読み替えるものとする。

○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律

第百四号）

八 回は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律

第百十号)第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都、以下同じ)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、固有提供施設等所在市町村助成支付金(以下「市町村助成支付金」という。)を支付する。

2. 前項の事務は政令で定めるところにより、自治庁長官が行う。
3. 略

(140)

○ 東北開発促進法(昭和三十一年法律第百十号)

(地方財政再建促進特別措置法の特例)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)に基く財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、

134

自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認められる限り、同法第三条第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2. 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基く事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令に規定する事業に該当するものについては、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

(141)

3. 略

○ 労働福祉事業田法（昭和三十三年法律第百二十六号）

附 則

（地方公共団体の出資）

第十條 地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受け、事業田に出資すること  
ができる。

2 略

(142)

○ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十年法律

第七十二号）

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建  
団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するために財政再建計画に変更を加えら  
れ加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できる

と認める限り、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定により当該財政再  
建計画の変更の承認に当つて、当該災害防除事業が研保されるよう特に配慮しなければ  
ならない。

2 略

135

○ 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）

第六條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建団  
体である地方公共団体（以下この条において「財政再建団体」という。）が事業計画に基  
いて市街地開発区域の整備のための事業を実施するために財政再建計画に変更を加えよ  
うとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認め  
る限り、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画  
の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

2. 前項の規定は、事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施する地方

(143)

公共団体で財政再建団体以外のものか地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合において、当該地方公共団体について準用する。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和三十三年法律第百十六号)

(文部大臣の勅告)

第十一條 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれてゐる教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勅告をすることとできる。

(144)

○ 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方

公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第百八十九号)

(起債の特例)

第一條 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害(以下「風水害」という。)により被害を受けた地方公共団体のうち政令で指定するものは、次の各号に掲げる場合において、昭和三十三年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五條の規定にのみならず、地方債をもつてその財源とすることとできる。

一、 地方税、使用料、手数料その他の徴収金を命令で定めるもの、風水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

(145)

二、 風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、牧農上木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するもの、財源とする場合

(起債許可についての協議)

第四條 自治庁長官は、第一條の規定による地方債について地方自治法(昭和三十三年法律第六十七号)第二百五十條の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵

大臣と協議しなければならぬ。この場合において、当該地方債が簡易生命保険郵便、年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときはあわせて郵政大臣と協議しなければならぬ。

○九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）に基く財政再建団体である県以下「財政再建団体」という「」が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならぬ。

2. 前項の規定は開発促進計画に基く事業に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものか地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた

地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第七十五号）

（起債の特例）

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十四年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定に拘らわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、

- 一 地方税、使用料、手数料その他徴収金を命令で定めるものゝ当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合



(起債許可についての協議)

第五条 自治庁長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引当を受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならぬ。

(148)

○ 水 防 法

(昭和二十四年法律第九十三号)

(都道府県の水防計画)

第七條 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。  
二 以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計画を國家消防本部長に報告しなければならない。

(報告)

第三十五條 建設大臣及び國家消防本部長は、都道府県又は水防管理団体に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

二 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

(147)

138

○ 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)

(防火地域又は準防火地域の指定)

第六十条 建設大臣は、都市計画区域内において、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、防火地域又は準防火地域を指定することができる。

二 第四十八条第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

三 建設大臣は、第一項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国家消防本部長の意見を聞かなければならない。

(150)

○ 耐火建築促進法 (昭和二十七年法律第六十号)

(防火建築帯の指定)

第四條 建設大臣は、都市計画区域内の市町村における火災その他の災害を防止し、あわせて土地の合理的利用に資するため必要であると認めるときは、当該市町村の防火地域の全部又は一部について、防火建築帯を指定することができる。この場合においては、

一 あらかじめ、当該市長村の長及び当該市町村を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならない。

二 建設大臣は、前項の規定により防火建築帯を指定しようとするときは、あらかじめ、国家消防本部長の意見を聞かなければならない。

三 建設大臣は、第一項の規定により防火建築帯を指定したときは、これを官報で告示しなればならない。

(151)

○ 国家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号)

(法令及び上司の命令に従う義務並びに取員の団体)

第九十八條 略

第九十九條 略

四 警察取員、消防取員(国家消防本部の取員を含むものとする。)及び海上保安庁又は監獄において勤務する取員は、第二項に規定する取員の団体を結成し、及びこれに加入

することができない。

5. 以下略

○ 消 防 法 (昭和二十三年法律第百八十六号)

第十九条 消防の用に供する機械器具及び設備並びに防火塗料 防火液その他の防火薬品の規格は 国家消防本部がこれを勸告する。

2 国家消防本部は 消防の用に供する機械器具及び設備並びに防火塗料 防火液その他の防火薬品に肉して 要求があるときは 検定を行うことができる。

3 略

第二十条 消防に必要な水利の基準は 国家消防本部がこれを勸告する。

2 略

第三十五条 略

2 消防長又は消防署長は 放火又は失火の犯罪があると認めるときは 直ちにこれを所

轄警察署に通報するとともに必要な証拠を採つてその保全につとめ 国家消防本部において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勸告を行うときは これに従わなければならない。

○ 有線電気通信法 (昭和二十八年法律第九十六号)  
(他人の通信の用に供することの制限)

第十条 有線電気通信設備を設置した者(公社及び会社を除く。)は 業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し 左に掲げる場合は この限りでない。

一 十一 略

十二 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三 十六 略

○ 公家電報通信法 (昭和二十八年法律第九十七号)

(他人の通信の用に供することの制限)

第六十四条 専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一、三 略

四、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十三条の規定により国家消防

本部又は地方公共団体が使用するとき

五、九 略

○ 行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)

(総理府令への委任)

第二十條 この法律の定めるものの外、行政書士の業務執行、行政書士会及び行政書士連合会に關し必要な事項は、総理府令で定める。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條下基

く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律

(昭和二十七年法律百十九号)

(地方税法の特例)

第三條 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、左の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表下欄に掲げる地方税を課してはならない。

表 略

(証明の様式)

第五條 第三條の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、総理府令で定める。

○ 入場譲与税法 (昭和二十九年法律第百二十号)

(譲与の基準)

第二條 入場譲与税は、その総額を、毎年四月一日現在により、都道府県の人口にあらん分として譲与するものとする。

2. 前年度の地方交付税の算定の基準となつた地方交付税法(昭和二十五年法律第百二十号)第十四条(都にあっては、同条及び第二十一条第一項)の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一條(都にあっては、同条及び第二十一条第一項)の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる都道府県(以下「収入超過団体」といふ。)に對して当該年度分として譲与すべき入場譲与税の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、そのこえる金額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する額へ当該額が同項の規定により算出した額をこえる場合にあっては、当該算定した額とする。)を控除した金額とする。

3. 前項の基準財政収入額は又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と若

しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要を補正をすることができ、

4. 第二項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県に對して人口にあらん分して譲与するものとする。

5. 第一項又は前項に規定する都道府県の人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。但し、当該国勢調査又は人口調査が行われなかつた区域にある都道府県については、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る人口を当該国勢調査又は人口調査の結果による人口に加算するものとする。

(157)

○ 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施  
に伴う地方税法の臨時特例に關する法律

(昭和二十九年法律第百八十八号)



(地方税法の特例)

第三条 國際連合の軍隊 國際連合の構成員等及び軍人用販売機関等に対する地方税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十九号)以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」といふ。)第三条の規定を準用する。

之 略

(証明の様式)

第四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(168)

○ 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第百九十二号)

(決算)

第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を作成し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

之 略

三 差一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総理府令で定める。

々 略

(助言率)

第四十条の二 内閣総理大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して経営されるように、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができる。

(159)

二 内閣総理大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業

の経営に關する事項について報告を求めることが出来る。

(國と地方公營企業を經營する地方公共団体等との關係)

第四十一条 地方公營企業の經營に關し、地方公共団体相互の間で協議がととのわぬ場合において、關係地方公共団体の申出があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることが出来る。

(140)

○ 消防施設強化促進法 (昭和二十八年法律第八十七号)

(目的)

第一条 この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

(國の補助)

第二条 國は、消防の用に供する施設(以下「消防施設」という。)を購入し、又は設置

しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することが出来る

(補助の対象)

第三条 この法律の規定により國が補助を行うことが出来る消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

(基準額及び補助率)

第四条 前条の規定により國が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分一以内とする。前項の基準額は、消防施設の種別及び規格ごとに、内閣総理大臣が定める。

(補助の中請)

第五条 市町村長は、当該市町村が購入し、又は設置しようとする消防施設に要する費用について國の補助を受けようとする場合においては、総理府令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な意見を附することが出来る。

(141)

(補助金の交付の取消 停止等)

第六条 内閣総理大臣は、市町村に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該市町村に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 正当な理由がなくて、消防施設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 前項の規定により内閣総理大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村長に対し、釈明のための意見を述べ、及び当該市町村のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

(監督)

第七条 内閣総理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するための必要があると認め

るときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける市町村の長に対して、報告書の提出を命じ、又は部下の取次の取扱いとして当該補助に係る消防施設を実施検査させることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号)

第六条 政党、協会その他の団体は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日又は第五三条に規定する目的を有するに至つた日から七日以内、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会又は自治庁長官に届出なければならぬ。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあっては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会  
二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあっては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあっては、主たる事務所所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て自治庁長官

之 政党、協会その他の団体は、会計責任者に争訟があるとき、又は会計責任者が欠けたときその取務を行うべき者を予の定の、前項の届出と同時にこれを同項の例により届出なければならぬ。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならぬ。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあってはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名、住所、以下これに同じ。）並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積つた金額、以下これに同じ。）及び年月日。

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日。  
前項の会計帳簿の種類及び様式は総理府令でこれを定める。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年六月三十日及び十二月三十一日

現在で、左の各予に掲げる事項を記載した報告書を、各ミニの日の翌日から十日以内に第六条第一項各予に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会又は自治庁長官に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前予の寄附の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日。

(166)

年月日。

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前予の支出の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数

回にわたりなされたときはその合計額による。）政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

147

二 前項の報告書にはそれぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

三 第一項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。

第十三条 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各予の定めるところにより前条第一項各予に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会へ参議院全国送出議員の選挙の場合にあつては中央選挙管理委員会へ提出しなければならない。

(167)

一 公取の公補者の選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日に公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に、



二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

二 前項の報告の様式は、総理府令でこれを定める。

第十七条 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三条に規定する目的を有しなくなったときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二条の例により解散の日又は第三条に規定する目的を有しなくなった日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会又は自治庁長官に提出しなければならぬ。

第十八条 第十二条乃至第十四条、第十七条若しくはこれらを準用する第十八条又は前条の規定による報告書を受理したときは、自治庁長官、中央選挙管理会又は選挙管理委員会は総理府令の定めるところにより、その要旨を公表しななければならない。

二 前項の規定による公表は、自治庁長官及び中央選挙管理会にあっては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあっては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会に

あつてはその子の告示を以て定めたとこのの周知させ易い方法によつて、これを行う。

第二十一条 第十二条乃至第十四条、第十七条若しくはこれらを準用する第十八条又は第十九条の規定による報告書は、これを受理した自治庁長官、中央選挙管理会又は選挙管理委員会において、受理した日から二年間これを保存しななければならない。

二 何人も、前項の期間内においては、自治庁長官又は中央選挙管理会の場合にあっては総理府令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の場合にあってはそれぞれその選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

第三十条 この法律の執行に關し必要があるときは、自治庁長官（参議院全国選挙管理委員会の選挙に關しては中央選挙管理会）は都道府県の選挙管理委員会と都道府県の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会と、それぞれ指揮監督することができる。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告書に關し、調査上必要があるときも、また同様とする。

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（運営の基本）

第三条 自治市長官は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の統括を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に對し、衡正にその超過額を補てんすることを旨とし、交付税を交付しなければならない。

二 国は、交付税の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその償還を制限してはならない。

三 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、安当な水準を維持するよりに努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない。

（自治市長官の権限と責任）

第四条 自治市長官は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

一 毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積りすること。

二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 オ十二条、オ十五条、オ十九条又はオ二十条の二に規定する場合において、各地方団体に對する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 オ十八条に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに對する決定をすること。

五 オ十九条オ五項（オ二十条の二オ四項において準用する場合を含む。）に定める異議の申立を受理し、これに對する決定をすること。

六 オ二十条に定める聴聞を行うこと。

七 交付税の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要は資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基き、常に地方財政の状況は確し、交付税制度の運用について改善を図ること。

九 前各号に定めらるもの外、この法律に定めらる事項

（交付税の算定に關する資料）

第五条 都道府県知事は、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に關する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を自治庁長官に提出しなければならない。

二 市長村長は、総理府令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に關する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならない。

三 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見を付けて自治庁長官に送付しなければならない。

四 都道府県知事は、前項の場合に於いて市町村長が提出した資料に修正を加ふるべき旨の意見を附けたときは、その旨を同市町村長に通知しなければならない。この場合において、不服がある市町村長は、その意見を自治庁長官に申し出ることが出来る。

五 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の行政機関をいう。以下「關係行政機関」という。）は、自治庁長官が要求した場合に於いては、その所管に係る行政に關し、自治庁長官の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を自治庁長官に提出しなければならない。

（廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置）

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に對する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 略

二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に對し交付すべきであつた交付税の種類は、総理府令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた交付税額に按分し、当該按分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対し、次項に定めるところにより交付する。

二 各地方団体に対し交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{財源不足額の総額} \times \text{当該地方団体の基準財政収入額}}{\text{財源不足額の総額} + \text{基準財政収入額の総額}}$$

三 自治庁長官は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以後において、交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

四 自治庁長官は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費の測定単位及び測定単位ごとの単位費用は、地方団体の種類ごとに左の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれ測定単位の額及び単位費用の額に定めるところとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
略	略	略	略

二 前項の測定単位の数は、左の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基いて、総理府令の定めるところによる。



り算定する。

測定単位の種類	略 三十九 災害復 旧事業費の取 派に充てた地 方債の元利償 還金	測定単位の数値の算定の基礎	略 略 略 (1) 略 (2) 略 (3) 国庫の負担金を受けて施行に持来上じよう。地帯災 害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九 十六号）第三条第一項の事業計画に基く事業に係る 経費又は国が行う当該計画に基く事業に係る負担金 に充てらるため起した地方債で自治庁長官の指定する もの以下「持来上じよう対策事業債」という。）の 当該年度における元利償還金	表示単位	略 円
---------	--	---------------	---	------	--------

(176)

測定単位の種類	四十 特別の借 置として発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金 略	測定単位の数値の算定の基礎	昭和二十六年年度、昭和二十七年年度及び昭和二十九年年度 において 特別の措置として発行を許可された地方債 （以下「特別措置」という。）を自治庁長官が指定 するものに係る当該年度における元利償還金	表示単位	略 円
---------	---	---------------	--	------	--------

(177)

(15)

（測定単位の数値の補正）

第十三条 面積、高等学校の生徒数、道府県税又は市町村税の税額その他の測定単位で、そのうちに種別があり、且つ、その種別ごとに単位当りの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当りの費用の差に依り当該測定単位の数値を補正することができる。

ス 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行う



ものとする。

三 前条第二項及び前二項の規定によつて算定された測定単位の数値は 地方団体ごとに当該測定単位につき左の各号に掲げる事項を基礎として第四項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口 小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度 自動車一台当りの道路の延長 工場事業場一所当りの工場事業場労働者数 納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

六 前項の測定単位の数値に係る補正係数は 経費の種類ごとに 且つ 測定単位ごとにその小左の各号に定める方法を基礎として 総理府令で定めるところによつて算定し率とする。

一 前項第一号の補正へ以下「段階補正」といふ一は 当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逆減又は逆増するものについて行うものとし、当該段階

補正に係る係数は 超過累退又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いずに算定した数値で除して算定する。

二 前項第二号の補正へ以下「密度補正」といふ一は 当該行政に要する経費の額が人口密度 自動車一台当りの道路の延長 工場事業場一所当りの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するものへ以下本号において「人口密度等」といふ一の増減に応じて逆減又は逆増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は 超過累退又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いずに算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正へ以下「態容補正」といふ一は 当該行政に要する経費の測定単位当りの額が 地方団体の態容に応じてその小左割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は 次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の費及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり又は割安となる割合を基礎

として市町村の全部又は一部の種類に依じ、総理府令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によること外でないか又は適当でない）と認めらるる経費で総理府令で定めるものについては、人口その他総理府令で定める数値（一）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率に乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値を除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基いてその割高となり又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に依じ、総理府令で定める率を乗じて算定した数値を当該率に乗じないで算定した数値を除して算定する。

ハ 行政水準の標準化を必要とする行政に係る投資的経費で総理府令で定めるものに係るものにあつては、当該標準化に必要な行政の質及び量の差に基いて割高となる度合について、経済構造等総理府令で定める指標により測定した総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値を除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という）は、当該行政に要する経費の測定単

位当りの額が寒冷又は積雪の度合によつて割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに地域の区分に依じ、それらの割高となる度合を基礎として総理府令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によること外でない）か、又は適当でない）と認めらるる経費で総理府令で定めるものについては、人口に乗じて得た数値を当該率を用いないで算定した数値を除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

五 測定単位の数値については、オ十項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の額に掲げる測定単位につき、それらも小補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
略	略	略	略

6. 段階補正 密度補正 態容補正及び寒冷補正のうちニ以上をあわせて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、ニ以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（ニ以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む）を連乘して得た率によるものとする。ただし、態容補正のうち第四項第三号ハに規定する補正を他の補正とあわせて行う場合においては、当該事由以外の事由について算定した率又は当該事由以外に算定した率を連乘して得た率に、当該事由について算定した率から一を控除した数値を加算して得た率によるものとする。

7. 態容補正を行う場合にあつては、第四項第三号の市町村は、総理府令で定めるところによつて人口、経済構造、宅地平均価格指数その他行政の責の差を表現する指標ごとに算定した点数の合計点数に基き、二種地から十種地までに区分し、又はその有する行政機能等の差によつて区分するものとする。

8. 寒冷補正を行う場合にあつては、第四項第四号の地域は、総理府令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

9. 人口が急増した地方団体 豪雪分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一二八条第一項の一部事務組合又は同法同条第三項の役場事務組合をいふ）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総理府令で前八項の規定の時例を設けることができる。

10. 特定債償還費に係る測定単位の数値については、総理府令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税入額に対する比率に依り、補正するものとする。

11. 前十項に定めものの外、補正計数の算定方法につき必要な事項は、総理府令で定め

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く）の収入見込額、当該道府県の入場譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に開する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第十六条第一項の国有資産等所在都道府県交

付金（以下「都道府県交付金」といふ）及び同条第二項の公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」といふ）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く）の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金及び納付金に用する法律第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」といふ）及び同条第二項の公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」といふ）の収入見込額の合算額とする。

2. 前項の基準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めない地方税については、地方税法に定める税率とする。但し、個人に対する道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いて標準率とする。）の府県税にあつては百分の八十、市町村税にあつては百分の七十に相当する率とし、同項の基準率は、都道府県交付金及び都道府県納付金にあつては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に用する法律第三条第一項に規定する率の百分の八十に相当する率、市町村交付金及び市町村納付金にあつては同法同条同項に規定する率の百分の七十に相当する率（国有資産等所在市場村交付金及び納付金に用する法律第二

条第一項第二号の国有林野に係る土地に対する市町村交付金については、百分の七十に総理府令で定める率を兼じて得た率」とする。

3. 第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、その小同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総理府令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
都道府県	略	略
市町村	二 固定資産税 一 二 略 三 償却資産	略 (1) 地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの



当該配分額

(2) 一の納税義務者が所有するその価格の合計額が、総理府令で定める金額以上の償却資産（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。）

当該市町村が課することのできる固定資産税の課税標準となるべき額

(3) 船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの及び一の納税義務者が所有するその価格の合計額が総理府令で定める金額以上の償却資産であるものを除く。）

(1) 略  
(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの  
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第一条第二号の規定により自治庁長官が配分して通知した当該固定資産の価格

九 市町村交付金及び市町村納付金

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一條に規定する基準財政需要額の算定方法によつては補正くさしなかつた特別の財政需要があること、前條の規定によつて算定された基準財政収入額のうち若しくは過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に注じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法を同一性のため注する基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる団体に対して、総理府令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

二 自治庁長官は、特別交付税の額を遅くとも毎年二月末日までに決定しなければならぬ。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、二月末日以後において、特別交付税の額を決定し、又は既に交付した特別交付税の額を変更することのできる。



3. 自治庁長官は、前項の規定により特別交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)

### 第十六条 略

2. 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模の災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参し、やくして、総理府令で定めるところにより、特例を設けることができる。

### 3. 略

4. 第一項の場合において、四月一日以前一年内に地方団体の設置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総理府令で定める。

(交付税の額の算定に用いた資料の検査)

第十七条の三 自治庁長官は、地方団体について、交付税の額の算定に用いた資料の検査を行わなければならない。ただし、市町村については、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(交付税の額に関する審査の請求)

第十八条 地方団体は、第十條第四項又は第十五條第三項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、自治庁長官に対し審査の請求をすることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の請求は、都道府県知事を逕由してしなければならない。

2. 自治庁長官は、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。

この場合において、市町村の審査の請求に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を逕由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九条 自治庁長官は、第十條第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の請求を受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総理府令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができる。

ス 普通地方交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、自治庁長官は、総理府令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用し、場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要

額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこ

えることとなる地方団体について、錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度(「交付年度」という。以下本項において同じ。)分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を問かなければならぬ。

三 毫厘分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総理府令で特例を設けることができる。

四 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作偽を加え、又は虚偽の記載することによつて、不当に交付税の交付を受けた場合においては、自治庁長官は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分(「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還

させなければならぬ。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間に及び、百円について一日三銭の割合を衆じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならぬ。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があるとき認められるときは、自治庁長官は、当該加算金は減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 自治庁長官は、前五項の規程による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならぬ。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、自治庁長官が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならぬ。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、自治庁長官に対し異議の申立をすることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申立は、都道府県知事を経由してしなければならぬ。

8 自治庁長官は、前項の異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならぬ。この場合において、市町村の異議の申立に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならぬ。

(交付税の額の減額等の聴聞)

第二十条 自治庁長官は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があるとき、関係地方団体について聴聞をすることができる。

2 自治庁長官は、第十条第三項、第十五条第二項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第七項の決定又は処分について関係地方団体が充分な証拠を添えて、若干又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公前による聴聞を行わなければならぬ。

3 自治庁長官は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があるとき、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならぬ。

(193)

(192)

4. 前三項に定めるものを除く外、聴取の手続その他聴取に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(關係行政機関の勧告等)

第二十條の二 關係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠っているために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができ、

2. 關係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ自治庁長官に通知しなければならない。

3. 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、關係行政機関は、自治庁長官に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4. 自治庁長官は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九條第六項から第八項までの規定は、この場合に於て準用する。

(194)

### ○ 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法

(昭和二十九年法律第四百二十二号)

(固定資産税の課税標準の特例)

第三十三條 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該法人又は個人が再評価を行った償却資産に対する昭和三十年度から昭和三十二年度までの各年度の固定資産税の賦課期日のいずれか一日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和二十九年年度分(昭和二十八年十二月三十一日まで)に再評価を行った資産で当該資産の再評価額が昭和二十九年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたものについては、昭和二十八年年度分以下この条において同じ。)の固定資産税の課税標準の基礎となつた価額をこえるときは、当該資産に対して当該法人又は個人に課するその日に係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価額は、地方税法第三百八十九條第一項(道府県知事又は自治庁長官による価額の決定)、第四百九條(固定資産評価員による評価)、第四百十條(市町村長による価額の決定)、第四百十四條(固定資産の価額の最低限度)及び第四百十三條第一項(大規模の償却資産の価額の決定)の規定にかか

(195)



わらず、当該資産に対する昭和二十九年分の固定資産税の課税標準の基礎となった価額とする。

2 人又は個人が再評価を行った償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に対する昭和二十九年分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格が重大な錯誤に因り、又は特別の事由に因る軽減に因り、他の類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価額をこえ、当該再評価を行った償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額（昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年十二月三十一日における帳簿価額）以下の価格により当該資産に対して課する固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格を決定することができる。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次条の規定による申告をその期限内にした場合に限り適用する。

（固定資産税の軽減についての申告）

第三十四条 最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が再評価を行った償却資産に対する固定資産税について前条の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十二年までの各年の一月一日から一月三十一日までに地方税法第三百八十三条（償却資産の申告）（第七百四十五条（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四条（道府県知事又は自治庁長官によって評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価を行った旨及び当該再評価を行った日その他当該軽減に関し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。



○ 地方道路譲与税法 (昭和三十年法律第百十三号)

(譲与の基準)

第二条 地方道路譲与税は、都道府県及び指定市に対し、毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域(指定市を包括する都道府県にあつては、当該指定市の区域を除いた区域)内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道(当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総理府令で定めるものを除く。)の面積にあん分して譲与するものとする。

2 前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、幅員による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参酌して、総理府令で定めるところにより、補正することができる。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第四条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、地方道路譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自治庁長官は、地方道路譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。

○ 特別とん譲与税法 (昭和三十二年法律第七十七号)

(特別とん譲与税)

第一条 特別とん譲与税は、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港(以下「開港」という。)に係る港湾施設が設置されている市町村で自治庁長官が指定するもの(以下「開港所在市

町村」という。) に対して譲与するものとする。

2 前項の港湾施設の種類は、総理府令で定める。

(譲与の基準)

第二条 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとする。

2 前項の場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。以下同じ。)に係る特別とん税の収入額を当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。この場合において、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他を参酌して、総理府令で定めるところにより、当該税関に係る特別とん税の収入額に相当する額をあん分した額をそれぞれ当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。

(200)

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第四条 自治庁長官は、特別とん譲与税を開港所在市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤であつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において開港所在市町村に譲与すべき額とするものとする。

(201)

○ 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百三十八号)

附則

6 第三条又は第四条の規定に基いて再評価を行った法人又は個人が再評価を行った償却資産に対する固定資産税について附則第三項の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十三年から昭和三十五年までの各年の一月一日

164

かう一月三十一日までには地方税法第三百八十三条（償却資産の申告）（同法第七百四十五条（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四条（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項のほか、第三条又は第四条の規定に基く再評価を行った旨及び当該再評価を行った日その他当該軽減に関し必要な事項を市町村長・都道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（用語）

第一条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―四 略

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要

があるとき認めらるる場合においては、これによることを要しない税率をいい、自治庁長官が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

六―十四 略

（関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）

第八系 地方団体の長は、課税権の帰属その他この法律の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にし、その協議がとりのわれない場合においては、自治庁長官（関係地方団体が一の道府県の区域内の市町村である場合においては、道府県知事）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

二 自治庁長官又は道府県知事は、前項の決定を求める旨の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から六十日以内に決定し、遅滞なく、その旨を関係地方団体の長に通知しなければならない。

三 略

四 第二項の規定による道府県知事の決定に不服がある市町村長は、同項の通知を受けた

日から三十日以内に自治庁長官に新願することができる。

5-6 略

7 自治庁長官は、第四項の新願を受理した場合においては、その日から六十日以内でその裁定をしなければならぬ。

8 自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係地方団体の長に通知しなければならない。

9 第二項の規定による自治庁長官の決定又は第七項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める関係地方団体の長は、その決定又は裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に告訴することができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第八条の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属する

(204)

166

こととなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、異議の申立その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、異議の申立その他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわなるときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、自治庁長官）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前条第二項から第九項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は自治庁長官の決定について準用する。

4 略

(205)



(都道府県の境界変更があつた場合の課税権の承継)

第八條の四 都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における当該境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継については、前二條に規定する方法に準じて関係都道府県が協議して定めるものとする。

二 第八條の規定は前項の協議がととのわなない場合について、第八條の二第一項後段及び第四項の規定は前項の協議によつて境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継があつた場合について準用する。

(強制換価の場合の木材引取税等の徴収)

第十三條の三 地方団体の長は、その引取に對し木材引取税又は軽油引取税が課される素材又は軽油が、強制換価手続により換価された場合においては、当該素材又は軽油の売却代金のうちから当該木材引取税又は軽油引取税を徴収することができ、

二 地方団体の長は、前項の規定により木材引取税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関へ滞納処分を執行する行政機関その他の者(以下本章にお

いて「行政機関等」という。)を、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。以下同じ。)及び特別徴収義務者又は納税者に對し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

三 第一項の換価がされたときは、執行機関に對する前項の通知は交付要求として、特別徴収義務者又は納税者に對する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれされたものとみなす。

四 前三項の規定は、特別徴収の方法によつて徴収する第四條第三項の規定によつて課する普通税(以下「道府県法定外普通税」という。)又は市町村法定外普通税のうちその課税客体が物件の引取等木材引取税又は軽油引取税の課税客体に類するもので自治庁長官が指定するものについて準用する。

(納付又は納入の委託)

第十六條の二 第十五條若しくは第十五條の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券を提供して、その証券の取立



とその取り立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証券又は納入受託証券を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3 4 略

(道府県税の賦課徴収の委任)

第二十條の三 道府県は、道府県税(道府県民税を除く。以下本条において同じ。)の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、市町村に委任することができる。

一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。

二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を委任されることに進んで同意したこと。

三 前二号に掲げる場合を除くほか、道府県から当該道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて申請があつた場合において、自治庁長官がその必要を認めて許可をしたこと。

2 1 3 略

(所得割の課税総額の決定)

第三十二條 道府県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額(以下「所得割の課税総額」という。)を定めるものとする。

2 前項の率は、百分の八を標準とするものとする。

3 道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

(所得割の課税総額の配賦に対する異議の申立等)

第三十四条 市町村長は、前条の規定により所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると思われるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内に行なわれなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。

5 異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。

6 異議の申立又は訴願の提起に関する書類を郵便をもって差し出す場合においては、郵便送附の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。

7 自治庁長官は、第五項の訴願を受理した場合には、その訴願を受理した日から六十日以内に裁決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

8 訴願の裁決について不服がある者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

(法人等の道府県民税の申告納付)

第五十三条 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出

し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

2 法人税法第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。ただし、当該道府県民税額のうち均等割額については、法人税法第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所

(212)

在地の道府県知事に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項の規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県民税に係る申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二條の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告に因つて増加した法人税額又は同法第三十三條の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、総理府令で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額その他必要な事項を記載した申告書とその法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事務所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第五十七條第二項において同じ。）所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した法人税割額（当該法人税割額についてすでに納

(213)

付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならぬ。

5 略

6 法人税法第四条の法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定りあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日まで、前条第三項に規定する均等割額の算定期間中の事実を基いて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

7 略

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)

第五十七条 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出す

(214)

べき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所について、法人税額を当該期間(第五十三条第一項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。)に属する各月の末日(当該期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあっては、当該期間の末日とする)現在における従業者の数を合計した数にあつては、当該期間の末日とする。

3 前二項に定めるもののほか、法人税額の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

(関係道府県知事に不服がある場合の措置)

第五十九条 前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分不服がある関係道

(215)

171



府県知事は、自治庁長官に対し、裁定を求める旨の申出をすることができる。

2 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3 自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4 前項の通知を郵便をもって発送して場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもって同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもって通知を受けた日とみなす。

5 第二項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める道府県知事は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

(事業税の標準税率等)

第七十二条の二十二 法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 略

二 その他の事業を行う法人

特別法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

その他の法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額の百分の八

所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

(217)

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(特別法人を除く、以下本項において同じ。)の前項の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本又は出資の金額が五百万円以上のものが行う事業の標準税率は、同項第二号の規定にかかわらず、特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の八とし、その他の法人にあつては所得及び清算所得の百分の十二とする。

(216)



3 事業年度が一年に満たない法人に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年百万円」とあるのは「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年二百万円」とあるのは「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

4-5 略

6 個人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一種事業を行う個人

所得から前条に規定する額を控除した金額（以下「課税所得金額」と云う。）のうち年五十万円以下の金額の百分の六

課税所得金額のうち年五十万円をこえる金額の百分の八

二 第二種事業又は第三種事業（第三号に掲げるものを除く。）を行う個人

課税所得金額の百分の六

三 第三種事業のうち第七十二条第七項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人

課税所得金額の百分の四

7 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて第一種事業を行う個人の前項の所得は、第七十二条の五十四の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

8 課税標準の算定期間が一年に満たない個人に対する第六項第一号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

9 道府県は、第一項及び第六項の標準税率と異なる税率で事業税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。

10 略

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

第七十二条の二十五 事業を行う法人は、第七十二条の二十六又は第七十二条の二十七の規定に該当する場合を除く外、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を各事業年度終了の日から二月以内に、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

2 前項の場合において、法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因って決算が確定しないため、同項の期間内に申告納付することができない場合においては、総理府令で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に対する

(220)

事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。以下第七十二条の二十六第三項及び第七十二条の三十四において同じ。)を添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4-5 略

(事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付)

第七十二条の二十六 1. 2. 略

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項但書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間

(221)

に係る所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

七一七 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の三十三 略

2 第七十二条の二十五から前条まで又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る所得、清算所得若しくは収入金額(以下「課税標準額」と総称する。)又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遑滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

3 第七十二条の二十五から前条まで又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で

所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度(清算所得については、その算定の期間)以下第七十二条の二十九(法人税の更正、決定等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定)及び第七十二条の四十八(税務官署に対する更正及び決定の請求)において同。)に係る法人税の課税標準について法人税法第二十九条(更正)から第三十一条(再更正)までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正又は決定を受けた日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、総理府で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

(税務官署に対する更正又は決定の請求)

第七十二条の四十 1, 2, 3, 略

々 第一項後段の規定によつて道府県知事が税務官署に更正又は決定の請求をした場合において、遑滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等)

第七十二条の四十八 157 略

8 第一項及び第五項に定めるものの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

第七十二条の四十九 155 略

6 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求又は分割課税標準額について前項の規定による更正若しくは決定若しくは変更の請求に係る書類を受け取った場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、これを更正し、若しくは決定し、又は変更しなければならぬ。但し、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取った日から二月以内に、自己の意見を

(226)

附して、当該書類を自治庁長官に送付するとともに、その指示を受けなければならない。

7 自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額若しくは分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

(225)

8 自治庁長官は、第六項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、その旨を当該法人の主たる事務所、又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

9-12 略

(個人の事業税の賦課の方法)

第七十二条の五十 154 略

176



5 道府県知事は、第三項後段の規定によつて更正の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

(二以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得)

第七十二条の五十四 略

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に関係道府県において所得を課税標準として事業税を課する場合においては、その所得(第七十二条の二十二第六項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下本条において同じ)及び第七十二条の二十一の規定により控除すべき金額は、総理府令の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数によるものとする。

3 略

4 関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項の規定によつて定めた所得について

異議がある場合においては、その事由を記載した書類を添えて、自治庁長官に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる。

5 前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内に行なければならぬ。

6 自治庁長官は、特別の必要があると認める場合においては、第一項の規定によつて同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定によつて第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることができる。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七十二条の五十五 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては総理府令の定めるところによつて、その他の者にあつては、当該道府県の条例の定めるところによつて、それぞれ個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九條第一項第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日



までの事業の所得その他事業税の賦課徴収に關し必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。

(事業税に係る自治庁の職員の情報検査権)

第七十二条の六十三 第七十二条の四十九第七項若しくは第八項又は第七十二条の五十四第五項若しくは第六項の場合において、自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、課税標準額の更正若しくは決定又は変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 一、納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二、前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三、前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

二一三 略

(自治庁の職員が行う検査拒否等に關する罪)

第七十二条の六十四 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
- 三 前条第一項の規定による自治庁の職員の情報に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

二一三 略

(違法又は錯誤に係る事業税の賦課等の救済)

第七十二条の六十五 一、四、略

- 五 第七十二条の四十九第七項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額について第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対してした第二項の規定による異議の申立に對する当該道府県知事の決定は、自治庁長官の指示に従つてしななければならない。

6511 略

(不動産取得税の税率)

第七十三条の十五 略

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第七十四条の四 略

2 公社は、総理府令で定める様式によって、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

3 公社は、前項の規定によって申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額

又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によって、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるとき、これを納付しなければならない。

4 略

5 公社は、前項の規定によって申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によって、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

(娯楽施設利用税のみならず課税)

第七十六条 1、2 略

3 ばちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他総理府令で定める施設については、道府県は、当該施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府県の条例の定めるところによって、当該施設の経営者を利用者とみなして、これに娯楽施設利

用税を課することができらる。

(遊興飲食税に係る領収証の交付義務等)

第百二十九条 又うす 略

6 道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、総理府令で定める。

7 略

(遊興飲食税の賦課徴収に関する自治庁長官の勸告)

第百三十条の二 自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県に対し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合においては、その勧告に基いて遊興飲食税の賦課徴収事務の運営を改善するために必要な措置を採るとともに、その採つた措置を自治庁長官に報告しなければならない。

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合に

おいては、あらかじめ、自治庁長官の許可を受けなければならない。

第百六十条 自治庁長官は、前条の規定による許可の申請があつた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その許可の申請について異議があるときは、自治庁長官に対してその旨を申し出ることができる。

(自治庁長官の許可)

第百六十一条 自治庁長官は、第二百五十九条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る道府県法定外普通税について当該道府県にその税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする当該道府県の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、左に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適当でないこと。

2 自治庁長官は、前条の許可の申請について、その申請の趣旨に適合する範囲で条件を付け、又は変更を加えて許可をすることができ、

(旧地方税に基く道府県の法定外独立税に関する経過措置)

第二百九十一条 旧地方税法(昭和二十三年法律第百十号)第四十六条第二項の規定に基く道府県の独立税でこの法律施行の際現に存するものは、政令で定める税目を除き、第二百五十九条の規定による自治庁長官の許可を得て新設した道府県法定外普通税とみなす。

(給与支払報告書の提出義務)

第三百七条 一月一日現在において給与の支払をしている者(法人でない社団又は財団で

代表者又は管理人の定のあるものを含み、以下市町村民税について同じ。)で当該給与の支払をする際、所得税法第三十八条第一項の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、二月末日までに、総理府令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額所得税額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなったものがある場合においては、四月三十日までに、総理府令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

第三百十六条 市町村は、当該市町村民税の納税義務者に係る所得税の基礎となつた所得の計算が当該市町村を通じて著しく適正を欠くと認められる場合においては、自治庁長

官の許可を得て、各納税義務者について、この法律又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得及び所得税額の計算の方法に従い自らその所得を計算し、その計算したところに基いて市町村民税の課税標準としての所得税額等を算定して、市町村民税を課することができる。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五 1. 2 略

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、同項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日(同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までの間である場合においては、七月十日)までに、総理府令で定める様式によつて、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

4 5 6 略

(法人等の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書とその法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額(当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

2 法人税法第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十三条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、



当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額、均等割額その他必要事項を記載した申告書を解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。ただし、当該市町村民税額のうち均等割額については、法人税法第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

3 略

々 前三項の法人は、法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二條の規定によつて更正若しくは決定の

通知を受けた場合においては、当該修正申告に因つて増加した法人税額又は同法第三十三條の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、総理府令で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第三百二十一條の十三第二項において同じ。）所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額（当該法人税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

(239)

5 略

6 法人税法第四條の法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、第三百十二條第四項

に規定する均等割額の算定期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を当該均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の十三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が第三百二十一条の八の規定によつて法人の市町村民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

(関係市町村長に不服がある場合の措置)

第三百二十一条の十五 前条第四項の通知に係る同条第一項の市町村長の処分不服がある関係市町村長は、道府県知事(関係市町村が二以上の道府県に係るときは、自治庁長官)に対し、裁定を求める旨の申出をすることができる。

2 道府県知事又は自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3 道府県知事又は自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長及び当該納税者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による道府県知事の裁定に不服がある市町村長は、前項の通知を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。

5、6 略

7 自治庁長官は、第四項の訴願を受理した場合においては、その日から六十日以内にその裁決をしなければならない。

8 自治庁長官は、前項の裁決をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

9 第二項の規定による自治庁長官の裁定又は第七項の規定による自治庁長官の裁決について違法又は錯誤があると認める市町村長は、その裁定又は裁決の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

(発電・変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 153 略

々 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)においてその例によるものとされる旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第四号に規定する電気事業者がその電気の供給区域内における電気の供給の安定化を図るため、その供給区域内における異なる電力の周波数を変更してその統一を図る場合において、当該電気事業者から電気の供給を受けて物品の製造業を行う者、鉱物の掘採事業を行う者その他政令で定める事業を行う者(以下本項において「物品製造業者等」という。)

(242)

が当該電力の周波数の変更によりその事業の用に供する機械設備等を更新し、又は改良しなければならぬときは、当該更新又は改良に要する費用に充てるため、当該電気事業者が資金又は資材を提供したものであり、かつ、その更新又は改良が昭和三十六年三月三十一日までの間に行われたものである場合限り、当該物品製造業者等の当該更新又は改良に係る機械設備等で総理府令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該更新又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該更新が行われた機械設備等にあつては、前項の規定の例により算定した額とし、当該改良が行われた機械設備等にあつては、当該機械設備等の当該改良が行われた部分について同項の規定の例により算定した価格と当該機械設備等の当該改良が行われなかつた部分に係る価格との合算額とする。

(243)

5 所得税法第二十条又は法人税法第六条に規定する重要財産の製造、掘採又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備(以下本項中「機械設備等」という。)でその製作後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は機械設備等を自ら製作して、これを当該事業の用に供する場合においては、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。機械設備等の範囲は、企業合理化促進法第六条の規定の適用を受ける機械設備等に類するものについて総理府令で定めるものとする。

6 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの（以下本項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶（もっぱら遊覧の用に供するものその他総理府令で定めるものを除く。以下本項において「内航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額とし、内航船舶にあつては当該内航船舶の価格の三分の二の額とする。

（一）税課の償却資産に對する固定資産税の課税標準の特例）

第三十四条の四 一、二略

3 前項の場合において、前年度の初日後当該年度の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村及び新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二条第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第五項の規定の適用を受けたものの、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

(245)

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃に因り当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要を補正するものとする。

5 第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口に

(246)



よるものとする。但し、市町村が廢置分合又は境界変更があつた場合における關係市町村の人口は、総理府令で定めるところによつて計算したものである。

6 市町村長は、第四百十条の規定によつて価額を決定した場合、第四百十七条第一項の規定によつて価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けられた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

(246)

7 略

8 自治庁長官は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知し

なければならぬ。

187

(新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)  
第三百四十九条の五ノ三略

4 一の市町村の区域内に第一次新設大規模償却資産、才二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産のいずれか二以上がある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額するための計算方法は、総理府令で定めらる。

5 略



一 固定資産税の徴収の方法等

第百六十四条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

二 略

三 市町村は、第百八十九条第一項各号に掲げる固定資産（移動性償却資産、又は可動性償却資産で総理府令で定めるものを除く。）に對して課する固定資産税については、当該固定資産について第百九十四条の規定に基いて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより前項の徴収令書の交付期限までに当該固定資産に係る第百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格（第百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額とし、第百四十九条の四、又は第百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。以下第六項第一号において同

(248)

じこを課税標準として仮に算定した額（以下本条及び次条第一項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の款で除して得た額の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。ただし、当然徴収することのできる額の総額は、仮算定税額の二分の一に相当する額をこえることができない。

四、五 略

六 前項の徴収令書には、総理府令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

(249)

七、八 略

（届出又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第百六十八条 市町村長は、土地台帳法若しくは家屋台帳法の規定によつて登記前申告する義務がある者、第百八十三条若しくは第七百四十五条第一項において準用する

第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道庁長官に申告をする義務がある者  
又は第三百九十四条の規定によつて道庁長官若しくは自治庁長官に申告する義務があ  
る者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことに因り第四百十七  
条又は第四百二十二条第二項の規定によつて当該固定資産の価格（土地及び家屋にあつて  
は基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五  
項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に準ずるものとされる価格（以下「比  
準価格」と総称する）を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様  
とする。）を決定し、又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額が  
あることを発見した場合においては、直ちにその不足税額を追徴しなければならぬ。  
但し、不足税額とすべき市町村長が徴収した固定資産税額との合計額が第三百四十九条  
の四 又は第三百四十九条の五の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とす  
べき金額に對する固定資産税額と同一の場合においては、当該市町村長が追  
徴すべき不足税額は、徴収した固定資産税額と同条の規定によつて当該市町村が  
固定資産税の課税標準とすべき金額に對する固定資産税額との差額を限度としなければ

(250)

ならぬ。

一 違法又は錯誤に係る固定資産税の賦課等の取消

第三百七十条 固定資産税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると  
認められる場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第  
一期分の徴税令書の交付を受けた日）から三十日以内に市町村長に異議の申立をするこ  
とができる。但し、第三百九十八条第一項又は第四百四十四条第一項の規定によつて道  
府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができない事項及び第四百三十二条の規  
定によつて審査の請求をすることができない事項については、市町村長に異議の申立をす  
ることができない。

(251)

二 略

固定資産課税台帳の登録事項

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳となるべき土地台帳の副本に、総理府令で定  
める様式によつて、これに記載された土地の基準年度の価格又は比率価格（第三百四十

三策第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比率価格を登録しなければならない。

2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総理府令で定める様式によつて、土地台帳に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができらるもの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比率価格を登録しなければならない。

3 市町村長は、家屋課税台帳となるべき家屋台帳の副本に、総理府令で定める様式によつて、これに記載された家屋の基準年度の価格又は比率価格（第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比率価格）を登録しなければならない。

4 市町村長は、家屋補充課税台帳に、総理府令で定める様式によつて、家屋台帳に登録されていない家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができらるもの所

所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比率価格を登録しなければならない。

5 市町村長は、償却資産課税台帳に、総理府令で定める様式によつて、償却資産の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

6. 7 略

8 市町村長は、第三百四十三条第六項の規定に基いて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合においては、総理府令で定める様式によつて、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比率価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対応する従前の土地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添附しなければならない。この場合においては、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第一項及び第三項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に基準年度の価格

(253)

(252)

又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。

(固定資産税の申告)

第百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く)は、総理府令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産については、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格その他償却資産課税多額の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(254)

(土地名寄帳及び家屋名寄帳)

第百八十七条 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、固定資産課税台帳に

基いて、総理府令で定める様式によつて、土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならない。

191

(固定資産税に係る自治庁長官の任務)

第百八十八条 自治庁長官は、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録その他の固定資産の評価に関する資料及び固定資産税の統計を作成するたものの標準様式を決定し、これを市町村長に示さなければならない。

(255)

2 自治庁長官は、固定資産の評価に關して市町村長に対し、左の各号に掲げる技術的援助を与えなければならない。

1 市町村の固定資産評価員が固定資産を評価するために必要な評価の手引その他の資料を作成すること。

2 固定資産の評価の基準を示すこと。

3 固定資産の評価の実施の方法及び手続を示すこと。

4 市町村の固定資産評価員が評価をすることが著しく困難である固定資産の評価につ



いて市町村長から勸告をせられた場合において勸告を与えること。

3 自治庁長官は、前項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続きについては、これを市町村に示す際あわせて道府県知事に対しても示さなければならぬ。

(道府県知事又は自治庁長官の評価の権限)

第三百八十九条 道府県知事一箇縣市町村が二以上の道府県に係るときは、自治庁長官とする。以下本条、第三百九十三条、第三百九十四条第一項、第三百九十八条から第四百条まで及び第四百十七条第二項において同様とする。左の各号に掲げる固定資産については、前条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて、第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行つて後、総理府令の定めるところによつて、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した

価格等を当該市町村に配分し、毎年二月末日までに当該市町村の長に通知しなければならぬ。

一 総理府令で定める船舶、車両その他移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にあつて使用されるものうち自治庁長官が指定するもの

二 鉄道、軌道、発電、送電若しくは配電の用に供する固定資産又は二以上の市町村にあつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価がでないと思はれるものうち自治庁長官が指定するもの

2 5 略

(道府県知事又は自治庁長官がする固定資産の価格等の納税者に対する通知)

第三百九十三条 道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九条第一項の規定によつて、固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならぬ。



（道府県知事又は自治庁長官らよつて評価される固定資産の申告）

第三百九十四条 第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、総理府令で定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項並びに法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額の計算の基礎となる価額とその他固定資産の価額に必要な事項を一月三十一日までに、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならぬ。

(250)

（道府県知事又は自治庁長官が評価する固定資産に係る申告の義務違反に関する罪）

第三百九十五条 前条の規定によつて申告すべき事項について申告せず、又は虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外

その法人又は人に対して、同項の罰金を科する。

（道府県の職員及び自治庁の職員の固定資産の調査に関する賣向検査）

第三百九十六条 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価額等の決定に関する調査、第四百一条第四号の助言又は第四百十九号第一項の勧告のたむに必要がある場合には、道府県の職員で道府県知事が指定する者、第三百八十八条第二項第四項の助言又は第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価額等の決定に関する調査のため必要がある場合には自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、それぞれ左に掲げる者に賣向し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(251)

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

2. 3 略

(固定資産の調査に用する検査拒否に関する罪)

第三百九十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一、二 略

三 前条の規定による道府県の職員又は自治庁の職員が質問に対し答弁をしむい者又は虚偽の答弁をした者

2 略

(道府県知事又は自治庁長官がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議の申立及び出訴)

第三百九十八条 第三百八十九条第一項の規定による道府県知事又は自治庁長官の価格等の決定又は配分に不服がある固定資産の所有者は、第三百九十三条の通知を受けた日

から三十日以内にこれを道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができ、

2. 3 略

4 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事又は自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならぬ。

5 47 略

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、道府県知事又は自治庁長官がした価格等の決定に基づく処分執行は、停止しない。但し、市町村長は、取極に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

(価格等の決定又は配分に関する異議の申立に対する決定の通知)

第三百九十九条 道府県知事又は自治庁長官は、前条第一項の規定による異議の申立に対する決定をした場合においては、その決定をした日から十日以内にその旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

(決定された価格等の登録)

第四百条 市町村長は、前条の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十日以内に道府県知事又は自治庁長官の決定に係る当該価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

2 略

(固定資産の評価に係る道府県知事の任務)

第四百一条 道府県知事は市町村長に対し、固定資産の評価に關して、左の各号に掲げる援助を与えなければならない。

- 一 固定資産評価員の研修を行うこと。
  - 二 自治庁長官が作成した資料の使用方法について指導すること。
  - 三 自治庁長官が示した評価の基準、方法及び手続について指導すること。
- 四 略

(固定資産の評価に關する自治庁長官又は道府県知事の権限に關する規定の解釈)

第四百二条 第三百八十八条 又は前条の規定は、自治庁長官又は道府県知事に、市町村の総税吏員又は固定資産評価員を指揮する権限を与えるものと解釈してはならない。

(固定資産の評価に關する事務に従事する市町村の職員の仕事)

第四百三条 市町村長は、第三百八十九条又は第四百十三条の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が固定資産を評価する場合を除く外、自治庁長官が示した評価の基準にらびて評価の実際の方法及び手続に準じて、固定資産の評価を決定しなければならない。

2 固定資産の評価に關する事務に従事する市町村の職員は、自治庁長官及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。

(固定資産の価格の最低限度)

第四百十四条 市町村長、道府県知事又は自治庁長官が償却資産の価格を決定する場合に

おいては、その価格は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価額を下ることができない。

（固定資産税合帳を縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正等）

#### 第四百十七条 略

2 道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていざいこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る市町村に通知しなければならぬ。この場合においては、道府県知事又は自治庁長官は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならぬ。

(264)

#### 3 略

（道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付）

第四百十八条 市長村長は、第四百十条の規定によって固定資産の価格等を決定した場合又は第三百八十九条第二項の規定によって固定資産の価格等を登録した場合においては、総理府令の定めるところによって、その結果の概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。

(265)

（自治庁長官に対する固定資産の価格等の概要調書の送付）

第四百二十二条 道府県知事は、第四百十八条の規定による概要調書若しくは前条第一項の規定による概要調書又は前条第二項の規定による報告に基いて、且つ、すべての概要調書の送付及び前条第二項の規定による報告を受けた後、一月以内に、道府県内の固定資産の価格等の概要調書を作成して、これを自治庁長官に送付しなければならない。

(固定資産課税台帳の登録事項に関する審査の請求)

才四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び才三百九十八条才一項又は才七百四十四条才一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができざる事項を除く)について不服がある場合においては、才四百十五条才一項(才四百十九条才三項の場合を含む)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は才四百十七条才一項の通知を受けた日から三十日以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の請求をすることができる。ただし、当該固定資産のうち才四百十一条才二項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について才三百四十九条才二項才一項に掲げる事情があるため同条同項ただし書、才三項ただし書又は才五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の請求をすることができない。

2 略

(たばこ消費税の徴収の方法)

才四百六十七条 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

い

2 公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事業所所在地の市長村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(267)

3 公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4 略



五 公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならぬ。

(市町村法定外普通税の新設変更)

才六百六十九条 市町村は、市町村法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自治庁長官の許可を受けなければならない。

(268)

才六百七十条 自治庁長官は、前条の規定による許可の申請があつた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

二 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その許可の申請について異議があるときは、自治庁長官に対してその旨を申し出ることができらる。

(自治庁長官の許可)

才六百七十一条 自治庁長官は、才六百六十九条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る市町村法定外普通税について当該市町村にその税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする当該市町村の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、左に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適當でないこと。

二 自治庁長官は、前条の許可の申請について、その申請の趣旨に適合する範囲で条件を附け、又は変更を加えて許可をすることができらる。

(269)

(旧地方税法に基く市町村の法定外独立税に関する経過措置)

才六百九十九条の三 旧地方税法才三百条才三項の規定に基く市町村の独立税でこの法律

施行の整理に存するものは、政令で定める税目を除き、才六百六十九条の規定による  
港庁長官の許可を得て新設した市町村法定外普通税とみなす。

(軽油引取税の特別徴収の手続)

才七百条の十一 略

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間に  
おいて徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下「課税標準量」という。)と  
及び税額並びに才七百条の五又は才七百条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこ  
ととされる引取に係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を当該特別徴  
収義務者の営業所所在地の道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入す  
る義務を負う。納入申告書の様式は、総理府令で定める。

(270)

3 (ク) 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

才七百条の十五 略

2 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取を行おうと  
する軽油の数量がその用途及び使用期間に照し、適当なものであると認めるときは、免  
税証を交付しなければならない。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税軽  
油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記  
載するものとし、その様式は、総理府令で定める。

3 (イ) 略

(軽油引取税に係る自治庁職員の間接検査等)

(271)

才七百条の二十五 自治庁長官は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要  
があるとき認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に間接させ、  
又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
一 元売業者又は元売業者として指定することが必要であると認められる者  
二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取を行う者

(軽油引取税に係る自治庁職員検査拒否等に関する罪)

才七百条の二十六 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 前条才一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条才二項の規定による探取を拒み、防げ、又は忌避した者
- 二 前条才二項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
- 三 前条才一項の規定による質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

(272)

(軽油引取税の指定市に対する交付)

才七百条の四十九 指定市を包括する道府県(以下「指定府県」という。)は、総理府令で定めるところにより、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額に当該指定市の区域内に存する道路(一級国道及び二級国道並びに都道府県道(当該指定府県又は指定市がその管理について経費を負担

しないものその他総理府令で定めるものを除く。)をいう。以下本条において同じ。)の面積を当該指定府県の区域内に存する道路の面積で除して得た額を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

2 前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、幅員による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参酌して、総理府令で定めるところにより、補正することができる。

(273)

200

(軽油引取税等の使途)

才七百条の五十 道府県は、当該道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額(指定府県にあっては、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額から前条の規定によつて指定市に交付した額に相当する額を控除して得た額から)軽油引取税の徴収に要する費用として総理府令で定める額を控除して得た額を指定市は当該指定市が同条の規定によつて交付を受けた金額をそれぞれ道路に関する費

用に充てなければならぬ。

(道府県が課する固定資産税の税率)

才七百四十一条 大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合には、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。

(大規模の償却資産の指定等)

才七百四十二条 道府県知事は、才七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が才三百八十九条の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市長村長に通知しなければならぬ。

2. 3 略

(274)

(大規模の償却資産の価格等の決定等)

才七百四十三条 1. 2 略

3 道府県知事は、才一項の規定によつて償却資産の価格等を決定した場合においては、総理府令の定めるところによつてその結果の概要調書を作成し、毎年四月中にこれを自治庁長官に送付しなければならない。

201

(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)

才七百四十五条 略

2 道府県知事は、才三百八十三条若しくは前項において準用する才三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は才三百九十四条の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことに因り才四百十七条又は才七百四十三条才二項の規定によつて当該償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基いてその看に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足

(275)

税額を徴収しなければならぬ。この場合における、不足税額のうち、才三百六十八条  
才一項但書の規定によつて市町村長が追徴することができるときは、道府県知  
事の追徴することができるときは、道府県知事の追徴すべき額は、当該不足税  
額から当該市町村長が追徴することができるときは、当該不足税額とする。

(276)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

(昭和三十一年法律才八十二号)

(交付金額又は納付金額の算定)

- 才三条 市町村交付金として交付すべき金額(以下「交付金額」という。)又は市町村納付  
金として納付すべき金額(以下「納付金額」という。)は、交付金算定標準額又は納付  
金算定標準額にそれぞれ百分の一・四を乗じて得た額とする。
- 二 前項の交付金算定標準額又は納付金算定標準額は、固定資産の価格とする。
- 三 略
- 四 公社が所有する固定資産に係る才二項の固定資産の価格は、自治庁長官が才十一条才  
一項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

(277)

(大規模の債卸資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等)

才五条 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の



地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産（公社が所有する償却資産で鉄道又は電氣通信の用に供するもののうち総理府令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。）のうち本条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもののうち一の市（地方自治法（昭和二十二年法、六十七号）が二百五十二条の十九が一項の指定都市を除く。以下本条及び次条において同じ。）町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。）の合計額にあつては、当該合計額と当該一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産（一の公社が所有する償却資産（地方税法が三百四十九条の五が一項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ。）で当該市町村内に所在するもの）に係る固定資産税の課税標準となるべき額（同法が三百四十九条の二及び三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条において同じ。）の合計額との合算額とする。）が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるもの（以下「大規模の償却資産」という。）について

(278)

ては、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、公社にあつては、次の表の下欄に掲げる金額から当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法が三百四十九条の二から三百四十九条の四までの規定によつて算定した固定資産税の課税標準額（以下本条及び次条が二項において「固定資産の課税標準額」という。）を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が同表の下欄に掲げる金額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

表略

2 略

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産で交付金算定標準額となるべき価格の合計額が一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるものがある場合において

は、前年の九月三十日まで、総理府令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を自治庁長官に通知しなければならない。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

4 市町村長は、次条、才八条若しくは才九条才二項の規定によつて固定資産の価格の通知を受けた場合又は才十条才一項、才二項若しくは才四項の規定によつて固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付金算定標準額となるべき価格の合計額が才一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額へ才二項の規定によつて当該金額を増額したときは、当該増額された後の金額とする。以下才十六条才二項において同じ。をこえるものがあるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を当該市町村を包括する都道府県の知事を經由して自治庁長官に通知しなければならない。

(282)

(台帳価格等の通知)

才六条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち才二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において固有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(公社の価格の申告)

才七条 公社は、その所有する固定資産のうち才二条の規定によつて市町村交付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

(価格の修正の申出等)

中九条 市町村長は、当該市町村に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で才二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについて国有財産台帳に価格が記載されていないものがある場合又は国有財産台帳に記載された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異ると認められる場合には、前年の十二月三十一日まで、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

(282)

二〇四 略

五 市町村長は、才一項の申出をした場合において、当該申出をした日から起算して二月以内に才二項若しくは才三項の通知がないとき、又は当該通知に係る事項について不服

があるときは、自治庁長官に対してその旨を申し出ることができる。

六 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があることを認めるときは、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対してその意見を申し出ることができる。

(二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

才十条 才二条才一項才一号又は才三号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総理府令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格(才八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村長に通知しなければな

(283)

らない。

えく4 略

(公社の固定資産の価格の配分)

才十一条 自治庁長官は、公社が所有する固定資産のうち才二条の規定によって市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法才三百八十八条才二項才二号の評価の基準並びに同項才三号の評価の実施の方法及び手続に準じて評価を行った後、総理府令で定めるところにより、当該固定資産の価格及び当該価格に才四条才三項に定める率を乗じて得た額(以下「価格等」という。)を決定し、決定した価格等を当該固定資産所在の市町村(船舶、車両その他ニ以上の市町村にわたって使用される償却資産又は鉄道若しくは電気通信の用に供する固定資産その他ニ以上の市町村にわたって所在する固定資産にあつては、当該償却資産又は固定資産が所在するものとして自治庁長官が決定した市町村とする。)に配分し、これを毎年一月三十一日までに当該市町村の市町村長に通知するものとする。

(280)

2 自治庁長官は、前項の規定によって固定資産の価格等を市町村に配分した場合におい

て、当該市町村内に所在する一の公社が所有する固定資産のうち大規模の償却資産(新設大規模償却資産を含む、以下本項、才十六条才一項及び才二項並びに才十九条才一項において同じ。)があるときは、総理府令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

3 市町村長は、才一項の規定によつて自治庁長官の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、自治庁長官に対して、理由をつけて、その配分の調整を申し出ることができらる。

(285)

4 自治庁長官は、才一項の規定によつて公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、才一項の規定によつて配分した当該公社が所有する固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総理府令で定めるところによつて計算し



た額を、翌年度において当該公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができらる。

(公社に対する価格等の通知等)

才十二条 自治庁長官は、前条才一項の規定によつて、公社が所有する固定資産のうち才二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を当該固定資産を所有する公社に通知しなければならない。

2 公社は、前条才一項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して三十日以内に自治庁長官に異議の申立をすることができらる。

3 前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から起算して二月以内になければならぬ。

4 自治庁長官は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該固定資産

を所有する公社及び当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(公付金の請求又は納付金の納額告知)

才十三条 市町村長は、総理府令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2 市町村長は、総理府令で定めるところにより、公社が所有する固定資産について、当該公社に対して、毎年四月三十日までに、納付金納額告知書を送付するものとする。

3 才一項の交付金交付請求書又は前項の納付金納額告知書には、総理府令で定める様式により、それぞれ固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載しなければならない。



(違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正)

才十五条 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ才十三条才一項の交付金交付請求書又は同条才二項の納付金納額告知書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対して当該交付金交付請求書に記載された交付金額又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めることができ、ただし、公社が才十二条才二項の規定により固定資産の価格等の決定について自治庁長官に異議の申立をしていゝ場合にあつては、当該異議の申立について自治庁長官の決定があつた後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めなければならない。

(298)

2 市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額又は納付金額の算定について違法若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申立について自治庁長官が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、交付金交付請求書に記載された交付金額又は納付金額告知書に記載された納付金額を修正

しなければならない。

208

(都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付)

才十六条 国又は地方公共団体は、大規模の債却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の債却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち才五条才一項及び才二項並びに才五条の二の規定によつて当該大規模の債却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という。)を交付するものとする。

(299)

2 略

3 自治庁長官は、国又は地方公共団体が所有する債却資産で才一項の規定によつて都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合において、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該債却資産を管理する各省各庁の長又は当該債却資産を所有する地方公共団体の長並びに当該債却資産の所在

4. 5 略  
他の市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

(固有財産台帳等の閲覧の請求等)

カ二十条 略

2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、自治庁長官に対して公社がカ七条の規定によって自治庁長官に申告した事項を記載した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができ、前項後段の規定は、この場合について準用する。  
(290)

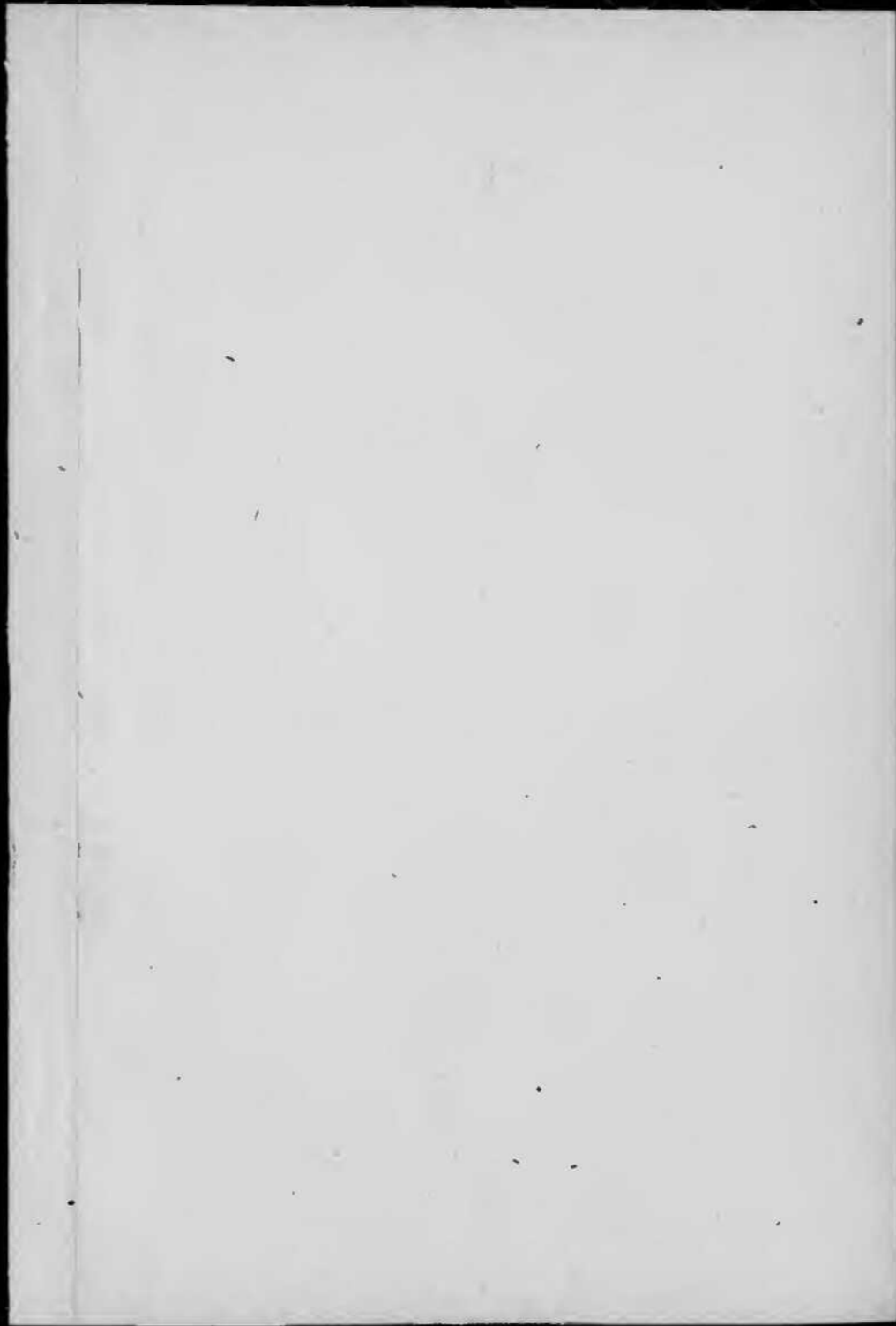
(自治庁職員の質向等)

カ二十一條 自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、カ十一條カ一項の規定による固定資産の価格等の決定又はカ十二條カ三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の申立の決定のため必要がある場合においては、公社に質向し、又は公社の帳簿

書類の閲覧を求め、若しくは当該帳簿書類に記載された事項を記録することができ、

前条カ一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 略



自治庁設置法の一部を改正する法律案

自治庁設置法の一部を改正する法律

自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

自治省設置法

本則中「自治庁」を「自治省」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、自治省を設置する。

2 自治省の長は、自治大臣とする。



二  
第三条中「資すること」の下に「並びに消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資すること」を加える。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき、所掌事務に係る法人の設立を許可すること。

第四条第十四号の次に次の五号を加える。

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示するとともに、関係行政機関に通知すること。

十四の三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の施行に関する事務を行なうこと。

第四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可すること」に改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認すること。

四

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に関し指導すること。

第四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(第二百六十一条を除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすること

ができる。

213

第五条及び第六条中「長官官房」を「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外の部分中「長官官房」を「大臣官房」に改め、同条第二号中「長官」を「大臣」に、「庁印」を「省印」に改め、同条第十七号中「他局」を「他局及び他の機関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法(第二百六十一条を除く。)」の規定に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法の施行に関すること。

五

第十一条に次の一号を加える。

十一 選挙制度調査会の庶務に関する事。

第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 固定資産評価制度調査会の庶務に関する事。

第十七条第七号の二を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(奄美群島復興審議会)

第二十三条の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(外局)

第二十四条の三 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に

附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるものの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自

治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

本則(第百四十六条第八項及び第九項、第百四十六条の二、第百四十六条の三並びに第百六十一条を除く。)中「内閣総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第百四十六条の三中「内閣総理大臣は、第百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第百四十五条の三第一項及び第百四十六条の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。

第二百六十一条第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項及び第四十条中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四条第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第七条 消防組織法の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防庁長官」に、「総理府令」を

「自治省令」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の施行に関する

事項

第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五条を次のように改める。



第五条 削除

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省

消防庁

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する

法律(昭和二十四年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治省図書館 自治省

(行政機関職員定員法の一部改正)

第十一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部 一一八人」及び「自治庁 二七〇人」を削り、

公布の時注意

二三、五七九人」を

計

二三、一九一人」に改め、

同表中建設省の項の次に次のように加

える

第五条 削除

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第九条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省  
消防庁

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する

法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治省図書館  
自治省

(行政機関職員定員法の一部改正)

第十一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「国家消防本部 一一八人」及び「自治庁 二七〇人」を削り、

計 一三、五七九人 を 計 一三、一九一人 に改め、同表中建設省の項の次に次のように加

える。

表の修正

自治省	本 防 省	二七〇人
計	庁	一一八人
		三八八人

(総理府設置法の一部改正)

第十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第百八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名を」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。

第百十一条第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二条第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(町村職員恩給組合法の一部改正)

第十四条 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第十五条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自治大臣

(自治大学校設置法の一部改正)

第十六条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

第十八条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行(第五条第三項(同条第

四項において準用する場合を含む。）の規定による工事に係る予算の執行を除く。）に関する国の事務は、自治省において掌理する。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第十九条 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。）中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

第二十一条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十条中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二条第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。



(新市町村建設促進法の一部改正)

第二十三条 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七条第十三項、第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項を除く。)中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正)

第二十四条 国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 自治大臣

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府(内閣を含む)」、各省」を「総理府(内閣及び自治省を含む)」、各省(自治省を除く。)」に改める。

第三条第二項第一号イ中「、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員」を「及び都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣(自治大臣を除く。)」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百二条第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長(自治大臣を含む。)」に改める。

第二十六条 総理府(内閣及び自治省を含む。)に所属する職員(この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号に掲げる職員を除く。)をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に属していた職員に係る権利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第一号イに掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

(港湾法等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)
- 三 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)  
(当せん金附証券法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

- 一 当せん金附証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)
- 二 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)
- 三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
- 四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
- 五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)
- 六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
- 七 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
- 八 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百十一号)
- 九 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)
- 十 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

- 十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第四百号)
- 十二 東北開発促進法(昭和三十二年法律第一百十号)
- 十三 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)
- 十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)
- 十五 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)
- 十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百十六号)
- 十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)
- 十八 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)
- 十九 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体

の起債の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第七十五号)

(水防法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。

- 一 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)
- 三 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)

(地方公務員法等の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
- 二 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)

(国家公務員法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

- 一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
- 二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
- 三 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)
- 四 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

(行政書士法等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)

三 入場譲与税法(昭和二十九年法律第二号)

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)

第三十三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。

(地方公営企業法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」

に改める。

- 一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)
- 二 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)

(政治資金規正法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

- 一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)
- 二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
- 三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四百十二号)
- 四 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第一百三号)
- 五 特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)

六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第三百三十八号)

(地方税法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)



理由

地方自治及び公職選挙等並びに消防に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う機構を確立するため、自治庁及び国家消防本部を統合して自治省を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

